

第七編
厚
生

第一章 保健・衛生

第一節 開拓期の医療

北海道に開拓使を置いて以来、移住民の奨励策をとり集団移住が行われるようになった。この移住民の健康管理に開拓使では病院を開設し、町村には補助金を交付して医療機関の充実をはかった。

明治十九年道庁が設置されたがこの制度を継続した。この年の道内医師数は三〇四人で、医師一人に対する人口は一、〇一六人であった。明治二十一年四月町村医設置規則が公布され行政的に保健衛生に留意され、明治二十八年には町村医に対する補助金を規程される措置が行われた。

明治二十九年の医師数は四一三人で人口対比医師一人に一、七〇〇人と人口の増加に対し医師数の不足が続き十分な医療体制がとれない町村が多かった。明治四十二年ごろに至ってやっと二級町村以上で開業医のいない町村がなくなり、町村医設置規則を廃止した。

開拓当時は交通が不便で医者のない村落での急病は死に直結するもので、道庁では集団移住や村落の形成に当たっては医師の派遣を行ったり、補助金を交付して町村医体制を強化したのである。

札幌病院空知太派出所 明治二十二年十一月、奈良県十津川郷移

民の入地にあたって、道庁では札幌病院空知太派出所を設けて移民団の治療施策にあたらせていたが、十津川移民は翌二十三年六月に新十津川村に移動したので、空知太派出所を廃し、医員一名、薬剤生一名を村医として新十津川村に在勤させた。その給料を補助し、移民の患者にかぎり普通薬価の半額で治療にあたらせていた。

〔北方文化研究室蔵「土地沿革事歴」〕

森秀太郎日記に十津川の移民が滝川に入った当時「道庁の囑託で曾木某医者が出張していた。医者の助手に川津より移住の野崎正重勤務す」とある。

屯田兵村の医療

明治二十三年六月に屯田兵第五大隊仮本部が滝川屯田兵村に置かれた。大隊本部に一等軍医大竹康造が在任し、大隊本部に診断所を、中隊には派出診断所を設けて屯田兵並びにその家族の診療に当たっていた。医療費は扶助年限中は無料とされ、その後は医薬の実費を負担していた。

明治二十七年五月に入地した江部乙屯田兵村では、各中隊に軍医が配置され、第五中隊附が二等軍医伊島謙蔵、第六中隊附に二等軍医堀江頼信が診療にあたった。その後一中隊（前五中隊）は三等軍医肥佐田龍吉、同大町文雄、二中隊（前六中隊）は三等軍医新田友三郎、同後藤文治が配属された。

第二節 伝染病と衛生組合

公衆衛生の知識が低く、また貧困であった開拓当時にはたびたび

伝染病が大流行している。

明治十年にコレラが流行し、十二年九月、十五年八月にもコレラが流行した。明治十二年九月には樺太から対雁に集団移住させた樺太アイヌ部落にまん延した記録が高畑利宜遺記録にあり、「九月三日より十月四日に至る調、死亡男一三人、女六人、治癒三五人」とある。高畑は「虎列刺病予防方取締兼務申付候事」と開拓使に命ぜられ、コレラの予防救済に当たった時の記録を残しているが、無知なアイヌの伝染が被害を大きくさせたのである。

コレラ病はさらに明治十九年に全国的な流行があり七月函館に発生し、全道的となり罹患者数二千九百余人、うち死亡者二百余人に達した。避病院に収容の患者が次々と死亡していくため、収容患者は殺されるとの風評がたち、罹患者をかくすことが多く防疫困難を招き、患者を増やしたといわれる。

また、この明治十九年には痘瘡(天然痘)も全国大流行で、翌二十年にかけて道内罹患者六千三百余人、うち死亡者二千二百余人に達した。この原因はアイヌの頑迷による伝播であった。その後、痘瘡は明治二十五年から二十七年にかけ全国的にまん延し、道内では二十五年罹患者四千六百余人、うち死亡一千六百余人、二十六年罹患者二千四百余人、うち死亡九百余人、と大発生した。さらに明治三十年、三十一年に罹患者一、四〇〇人、うち死亡三百余人とあり、予防方法なしの状態であったため大流行を招いている。しかしその後はコレラも痘瘡も比較的発生が減少した伝染病となった。

反面、伝播を招いたのは腸チフスとジフテリヤである。腸チフス

は明治十九年罹患者二九七人、うち死者三七人であったが、二十七年には九百余人の罹患者で死者二百余人、以後毎年罹患者が一、〇〇〇人弱を続け、大正七年には二、〇〇〇人に達し、翌八年、九年には三、〇〇〇人に達する勢いであった。

またジフテリヤは明治十九年五〇人、以後しだいに増加し、明治末には常に一、〇〇〇人代、大正九年に二、〇〇〇人代となつていくが、明治三十年以降は血清療法がとられ、死亡率は低下した。

赤痢は明治二十八、九年ごろから流行して、全道で二〇〇人が発生し、三十三年には三百人余、三十九年に七〇〇人と増加したが、以後減少して毎年二〇〇人以下一〇〇人までが続ぎ、大正七年以後は一〇〇人以下となった。

猩紅熱は明治三十九年に初めて道内に発生し、明治四十一年には滝川・岩内に流行したといわれる。

衛生組合 このように伝染病については大流行となるため、道庁では伝染病予防のため町村に対し環境衛生に注意し、衛生組合組織を呼びかけた。滝川においてはさきにコレラ予防に大活躍をした高畑利宜を中心に滝川衛生組合を結成している。その規約は次のとおりである。

滝川衛生組合規約書

今般北海道庁訓令第五十七号ニ依リ、伝染病予防ノ為メ左ノ条ヲ規約ス

第一条 衛生組合ヲ滝川村字空知太、字屯田兵番外地(新波止波ヲ含有ス)及奈江村ノ内空知太ヲ以テ組合トス

第二条 前条組合ニ衛生世話掛四人(空知太一人、番外地二人、奈江村字空知

太一人)ヲ置キ、各区域内ニ於テ公選ヲ以テ之ヲ定ム

第三条 世話掛ハ平常各受持区内ノ衛生上ヲ専ラ注意シ時々巡回排水、塵溜等ノ掃除ヲ清潔ニナサシメ、各自撰生方法ヲ説示シ若シ伝染病発生スルトキハ北海道庁訓令第五十八号別冊伝染病予防心得書等ニ準拠シ、総テ予防消毒方法等ニ一層注意スル事

第四条 清潔法、撰生法、伝染病予防法及ビ仮避病所建設、伝染病者取扱ノ諸費徴収支出ハ組合世話掛ノ協議ヲ以テ之ヲ定メ戸長ノ認可ヲ経テ執行スルモノトス

第五条 前条ノ諸費金ヲ徴収シタルトキハ、之ヲ着実ナル有力家ニ預ケ置キ臨時支出ヲナスモノトス。但シ支出ナシタルトキハ組合一般ヘ収支決算ヲ報告スベシ。

第六条 前条々ノ内改正増補ヲ要スルトキハ、組合世話係協議ノ上改正増補スルモノトス
右之通り組合規約相定メ候間御認可相成度候也

明治二十三年九月十日

滝川村衛生世話掛

高畑 利宜

原田 好文

中谷 駒市

奈江村衛生世話掛

三浦 米藏

滝川村外一ヶ村戸長 更谷 喜延 殿

衛生組合が公的に結成されたのは明治三十一年十一月北海道庁令第八三号をもって公布された衛生組合規定に基づいて、明治三十二年八月に設置された。その後規約の改正があり、また組合を二区に分割していたものを合併して全町一丸とした組合に変更(ただし屯田兵村地区を除く)し、その活動は大いに町民から賞讃され感謝されたものであった。

大正元年当時の役員氏名は次のとおりである。

組長 渡辺 作治 副組長 川越 岩吉
伍長 田辺 浅次郎 高井 喜七 山田 徳太郎

第一章 保健・衛生

大正元年度の組合費は、九九三円一錢七厘であつて、すなわち滝川町一戸平均六〇錢二厘、同一人平均一一錢であつた。

同組合は各種事業行事を積極的に展開し、その主なものをあげると、大正八年八月衛生展覧会を開催して衛生思想普及に努めた。同十一年八月本町一、二、三丁目水道布設に際し、金二五〇円を寄附同十四年五月以降毎年滝川町婦人会主催の乳幼児健康相談所開設に費用補助として年額五〇円支出するなど滝川町の衛生に貢献するところが多かった。

昭和元年の組合員は市街地区一円で一、三一一戸であつた。なお同組合は火防組合と明治四十五年四月十日から合同し、火防衛生業務に活躍して昭和二十年の終戦まで続いていた(第十一編第四章第五節参照)。

伝染病の発生状況 明治四十一年に滝川で猩紅熱が流行したが詳細は不明であり、大正年代に入つて記録的に判明するものは次のとおりである。

年次	区分	腸チフス	パラチフス	猩紅熱	ジフテリア	計
大正四年	死 生	二 六	人	人	一〇	一六
大正五年	死 生	五 九	二	人	一	三二

大正 六年	発生 死亡	三三 四	二	一	二	四	四〇 六
-------	----------	---------	---	---	---	---	---------

△滝川町勢一斑▽

また、大正十五年の事務報告には「前年に比べて伝染病著しく減少を見た。腸チフス一八人、内市街一五、滝の川二、下幌倉一、うち死亡は市街二人、猩紅熱は一人発生して死亡した。」とある。昭和に入って終戦前の概要は次のとおりである。

病名	区分	昭和八年		九年		一一年		一七年		一八年		一九年	
		発生	死亡	発生	死亡	発生	死亡	発生	死亡	発生	死亡	発生	死亡
腸チフス		一	一	四	一	一	一	五	二	二	二	二	六
パラチフス		二	二	一	一	一	一	一	三	三	三	三	三
ジフテリア		二	二	五	二	一	一	一	一	一	一	一	一
猩紅熱		二	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
流行性脳脊髄膜炎		二	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
赤痢		一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
発疹チフス		一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
レブラ(類病)		一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

一方、江部乙村の大正以来、終戦前までの伝染病発生状況の概要は次表のとおりであった。

江部乙地区伝染病発生状況(大正七年から昭和十七年)

病名	年度	
	大正	昭和
腸チフス	四	一
ジフテリア	三	二
赤痢	三	一
パラチフス	四	五
流行性脳脊髄膜炎	一	一
	六	一
	三	六
	八	一
	一	三
	六	四
	六	四
	一	三
	一	三
	一	三

終戦後の伝染病 終戦までは比較的伝染病の発生が少ない状況にあったが、昭和二十年以降は滝川地区にジフテリア、腸チフスが流行し、翌二十一年には痘瘡・発疹チフスも大量に発生するなど防疫に、また種痘接種は全町民を対象に行われている。

終戦時の過労と食糧難による食餌粗悪によって町民の体力が衰えているところへ、海外からの復員・引揚の影響からか著しい発生をみたものである。

昭和二十一年度の滝川町事務報告には「定期種痘一、八二〇人、臨時三、四月中一万三、五〇〇人、五月中二万一、六二三人、十二月五五人、計三万五、一七八人」とある。翌二十二年には各種予防接種の徹底により発生率が低下し、二十三年以降は死亡者も減少した。しかし、二十六年には赤痢が発生して八〇名の罹患者を出した。事務報告には

赤痢全国的に発生、五月下旬より滝川化学社宅全域に集団発生し伝染病予防対策本部を設けた。また滝川化学に伝染病防疫対策化学支部を設置した。隔離病舎が収容不能となり、滝川化学の一誠寮を臨時隔離病舎にした。赤痢対策経費四六五、〇〇〇円

とある。赤痢の発生は二十八年度以降も続き五、六十人が毎年あり、ついで猩紅熱、ジフテリアも発生が続いた。

戦後、伝染病発生率が高いことから滝川町ではこの発生源である鼠や蠅の駆除に力を入れ、特に虱に特効が強いDDTの撒布を続けた。虱は三ミリから五ミリメートルの昆虫の一種で、ほ乳動物に寄生して血を吸い、また病原をうつす。肌着の縫い目に入り卵を生み

繁殖力が強いので、不潔にしていると知らぬ間に増え続ける。血を吸われるとかゆくなる。頭髪など毛に寄生する毛虱もいて、毛に卵を付着させて産卵させる黒色を帯びた虱である。

DDTの白い粉末を頭の上からかけ、襟元から前と後に撒布器を入れて、誰彼なく撒布したこともあった。特に集団生活をする小学生には昭和二十六、七年と定期的に撒布徹底をはかり、家庭には無料撒布又は低額薬剤あっせんを行った結果、このころから腸チフス、パラチフスはほとんど発生をみなくなった。

またネズミの駆除を奨励し、昭和二十四年に捕鼠買上げ八二三四、二五年八八一匹の買上げを行ったこともあった。

滝川町の風族・昆虫駆除薬剤

薬品名	年度	昭和二十三年	二十四年	二六年	二七年	二八年	二九年	三〇年
除虫菊乳剤		ガロン 一五〇				ミケゾ 殺虫 二五 四五		
DDT油液		ガロン 六五〇	六〇〇	一、一八五	八七〇	七〇〇	六〇〇	九〇五
DDT粉末		ポンド 一、一八三	二一〇	五九八	五一〇	五〇〇kg	五五〇kg	四二〇kg
アンツ (殺虱)		一、〇〇〇袋						ガロン 四五
殺虱剤		一〇〇筒	九、五〇〇kg	六八五	一・五		メン ゾール ガロン 五〇	

注 二五年は不明、三一・三二年は購入なし、三三年以降は昆虫駆除について薬剤の低額あっせん、又は無料撒布を実施した。

昭和三十三年に滝川町で小児マヒ(急性灰白髄炎)が発生した。防疫とワクチンの投与を幼児に行った結果、まん延はなかったが六名の罹患があり、翌三十四年は一名で消滅したと思われるものの、三十五年には三十三年を上回り一二名の罹患があり、江部乙町でも一名

の患者が発生した。昭和三十六年度からワクチンも生ワクチンとなり、飲み込むものとなって取り扱いやすい予防が行われてその後三十八年に一件をみたが発生がなくなった。

昭和三十八年に江部乙町で猩紅熱の大発生があった。江部乙地区では昭和三十年代に入り、毎年一、二名、三十三年に八名と多い発生があったものの、三十八年九月中旬ごろから真性疑似猩紅熱の罹患があり、隔離病舎に収容できない状態となった。ついに北辰小学校の八教室を仮の病舎とするほどになり、一〇日間休校となった。この年の罹患患者数はほとんど疑似であるが二一五人を数えている。翌三十九年は九名となり、以後減少したものの伝染病のこわさを感じさせた。

昭和四十年以降滝川市の伝染病発生率はこれ以前と一線をかくすほどの減少をみせた。環境衛生・公衆衛生普及の徹底により、三十九年までは毎年赤痢罹患が五、六十人あったものが五人以下が続き、他の伝染病も猩紅熱が時々発生する程度と様替わりとなり、最近では伝染病の発生が皆無に等しいほどになっている。

これは昭和三十九年七月し尿処理場の完工操業の効果が第一番にあげられるが、上・下水道の整理、ゴミの収集業務の衛生的取扱いが高度に進み、市民の環境衛生に対する理解並びに滝川市地区衛生協会を中心とする衛生協力体制の充実がはかられている結果によるものである。

昭和四十四年、今まで入院料のみ無料とし、食費・薬代は本人負担としていたものを、法定伝染病は強制収容であり、被患原因が本人以外からのものであるところから、滝川市では退院までの費用を

年度	病名		発生	
	区	分	赤	痢
二二			三	一
二五			一	三
二六			七	三
二七			三	一
二八			七	三
三一			九	二
三二			二	九
三三			八	二
三四			二	九
三五			二	三
三六			三	二
三七			三	二
三八			一	〇
三九			一	〇
四〇			一	〇
四一			一	〇
四二			一	〇
四三			一	〇

江部乙町伝染病発生状況

年度	病名		発生	
	区	分	赤	痢
四六			一	四
四七			一	四
四八			一	四
四九			一	四
五〇			一	四
五一			一	四
五二			一	四
五三			一	四

(新滝川市の発生状況)

年度	伝染病予防費	隔離病舎費	其ノ諸費	計	一戸当	支出ニ伴フ収入
大正四年	三〇、〇〇〇	七、七〇〇	一	一、一〇七、〇〇〇	六七	一五、九〇〇
大正五年	三九、九〇〇	二、五八〇	一	二、九二、七〇〇	一八、八七	五八、八七〇
大正六年	一八、三〇〇	二、九三〇	七五、〇〇〇	三、〇〇、三〇〇	一、五二	五五、二八〇

昭和九年四月十日かねてから町立社会病院の建築を審議されていた難問題も解決して、病院建築工事に着手したが、併せて隔離病舎も移転して社会病院に併設する事になり、同年十一月一日開院と同時に開設された。この隔離病舎は木造平家建一四五・五六坪で病床数一六床であった。

その後昭和四十年に至って病院が新改築されることになり、老朽隔離病舎も廃止することになり、同年四月八日付知事承認を得て廃止した。昭和四十年以降は伝染病の発生率も非常に減少し、罹患者があつた場合は赤平市・砂川市・新十津川町の隔離病舎に患者を委

託収容してもらった。

昭和四十五年伝染病罹患率の低下は各隣接市町も同様となり、各市町も隔離病舎の老朽化も目立ち、新改築に当たっては各市町とも一施設を要するものでなくなった現状においては、広域的な施設として共同施設とすることになり、当初、隣接赤平・砂川・江部乙・新十津川・雨竜と滝川の三市三町の計画を持った。

昭和四十六年四月一日滝川・江部乙が合併し、他市町と広域施設としての一部事務組合設置に当たっては各市町の合意を必要とするところから、本組合設立に合意を得た赤平市・新十津川町・雨竜町との二市二町をもって昭和四十七年三月二十日滝川市立病院敷地内に組合隔離病舎が竣工した(注 本組合詳細は第五編第五章第四節参照のこと)。

江部乙町の隔離病舎 開拓初期のころは伝染病発生があっても多くは自宅で隔離の方法を講ずるか、あるいは簡易な仮隔離病舎を設けて収容した。いずれも衛生上好ましくないもので、隔離病舎建設の要望が強くなった。

大正七年に至ってようやく建設することになり、西十二丁目の旧練兵場(旧北辰中学校グラウンド北側)に木造平屋建六十九坪余の隔離病舎が同年八月三十日に竣工した。この工費は二千余円を要したもので、最近の医療機関と比べるものではないが、当時としては伝染病予防及び治療に大きく貢献したものであった。

昭和二十二年に北辰中学校を建築することになり、西側の鉄道線路寄りに移動させて改築した。その後、付近に住宅を建築する者が



江部乙町隔離病舎

多く、老朽化した本施設は衛生上の危険が憂慮され、さらに町立の直営診療所から離れて不便なことから、昭和二十九年二月十日の町議会において移転新改築を議決した。

同年十月直営診療所に接した敷地二〇四坪にブロック造平屋建の六五・七五坪を工費約二百三十万円で着手した。

本施設は五間の廊下で診療所本館と結び、病室三室一〇床(三坪)看護婦室三坪、調理室六坪、消毒室三坪、洗濯室二坪、浴室三坪、処理室二坪、その他一八坪と廊下五・七五坪で、昭和三十年六月一日から開設使用された。

昭和四十七年三月、滝川市ほか一市二町伝染病隔離病舎組合の施設が完成して、本施設が不要となり廃止された。

伝染病の予防 恐しい伝染病も医学の進歩に伴い次々と制圧されてきた。明治時代の伝染病発生では次々とまん延し、死亡率も高かったが、最近では環境衛生の向上・衛生知識の普及や治療医薬も進歩し、また予防接種により伝染病の大流行がなくなった。

明治四十二年に種痘法が公布されて、予防接種では種痘が一番早いもので、他の伝染病は患者の隔離と消毒が第一の方法であった。

伝染病を予防するための環境の清掃を徹底させ、身体の清潔に注

意させ、春秋には大掃除を励行して巡回検査を行ってきた。

大正九年四月にトラホームに対する道庁令施行細則を定め、トラホームの検査治療を行うようになった。

昭和に入ってから元年の予防接種は、まだ種痘のみで春と秋に行われ、トラホームの検査では九パーセントに達する罹患率を示している。

種痘以外の予防接種について開始時期は明らかでないが、終戦時までの予防接種は種痘、腸チフス、ジフテリアの三種が行われており、腸チフスには注射と内服があり、内服は昭和二十一年度まで取扱われた。

敗戦後、進駐米軍の厳重な命令が下り、昭和二十三年法律第六十八号をもって予防接種法が制定された。対象疾病は次のとおりである。

痘そう、ジフテリア、腸チフス、パラチフス、百日せき、急性灰白髄炎、発しんチフス、コレラ、ペスト、インフルエンザ、ワイル病の一種である。

昭和二十年以降の滝川町、市が行ってきた予防接種の経過はまず腸チフス、ジフテリア、種痘の三種を主体として、昭和二十一年のみコレラ予防、同二十一年から二十三年まで発しんチフスの予防接種を行った。

昭和二十三年から百日せき、昭和二十五年からはツベルクリン・BCG、三十四年からはインフルエンザ、三十五年からは小児マヒ（ポリオ）、三十六年からは百日せきとジフテリアの二種混合、四十二年からはジフテリア、百日せき、破傷風の三種混合を実施するようになった。

一方、伝染病の制圧が進み予防接種を打ち切ったものもある。明治時代から伝染病といえは腸チフスと思われるほどであった。腸チフスの発生がなくなり、昭和四十六年から予防接種を打ち切り、昭和五十年からは種痘も打ち切りとなった。

生後六カ月から一八カ月又は二四カ月に実施し、小学校入学時に行われていた腕に接種跡を残す種痘の必要がなくなったのである。厚生省では昭和四十年代に入り伝染病の発生状況が急激に減少しているところから、予防接種法の改正作業を進め、昭和五十一年六月十九日法律改正を行った。新法による対象疾病は次のとおりである。

予防接種法による接種の区分

	定期接種		臨時接種	
	種	種	種	種
時	百日咳	三カ月〜四八カ月	インフルエンザ	三歳以上・幼・小・中学校生
常	ジフテリア	三カ月〜七二カ月、十歳	日本脳炎	三歳〜一五歳
平	ポリオ (痘そう)	三カ月〜四八カ月 三六カ月〜七二カ月	ワイル病	一八歳までに一回
麻しん	未定期		コレラ	
風しん	未定期		痘瘡	
緊急時				

注 ワイル病は動物から感染する人畜共通伝染病である。

これにより滝川市では昭和五十二年度から中学校三年生女子を対象として風しんの予防接種を行っている。なお最近の予防接種実施内容は次のとおり行っている。

小児マヒ 生後三カ月から一八カ月までに二回投与
三種混合 ジフテリア 生後二四カ月から四八カ月までに四回で、一回から三回までは三週間から八週間の間隔で済ませ、四回目は三回終了後一二月から一八カ月の間に接種を行う。

二種混合
(ジフテリア
破傷風)

百日咳罹患者の者又は副反応のおそれのあるものを実施する。

麻しん
(はしか)

生後一八カ月から三六カ月までの未罹患者を指定開業医院等で行ってもらう。

風しん

中学校女子三年生で未罹患者に行う。

インフルエ
ザン

小・中学校児童・生徒

ツベルクリ
ン・BCG

四歳までに一回

最近の予防接種人員数

年 度	種 痘	ジフテ リア	ポリオ 生ワクチン	インフル エンザ	三種混合	二種混合	風しん
昭和四八年	三、三六	一、四〇	一、六四	一五、七〇	三、六八		
四九	三、二二	一、四〇	一、八四	一四、五七	三、六二		
五〇		三、〇〇	一、五二	三、六九	一		
五一		三、五	一、二〇	二、五五	一、八元		
五二		三、九三	一、六二	三、六二	二、三三	四	
五三		三、六	一、三三	三、八七	二、八五	一五	二二

結 核 急性の伝染病ではないがいつの間にか感染して、

体をむしばむ病気として恐れられていたのが結核である。

特に戦前にはこの治療に適用する良薬がなく、安静第一の養生を行ってきたものであるが、戦後は抗生物質の投与で回復が早く、元気に社会復帰できるようになっている。とはいっても今でも年間数名の死亡者があることを忘れてはならない伝染病である。

滝川町では昭和三十二年から三カ年計画で全町の結核検診を実施し、三十二年度は泉町西町(旧地区)、三十三年度滝の川東滝の川の農村地区、三十三年度に市街地区を行った。以来毎年結核検診、レントゲン車による地区巡回撮影を実施している。



レントゲン車



衛生組合結核予防デー(昭和初期)

一方、江部乙町においては昭和三十九年八月、町と町社会福祉協議会が計画をたて全町民の健康調査を行い翌四十年六月に町民健康白書を出した。これによる病気のベストテンでは高血圧に次ぎ結核は二位、全病人に対する比率で一七・二パーセントに達する一八八人を数えた。江部乙町では重点保健対策に結核検診を取り上げ、昭和四十年から三カ年計画の検診実施運動となり昭和四十年度は一〇、一一、一二連合と市街地区、四十一年度は一、三、六、九、一三連合地区、四十二年度は二、五、七、八連合と市街地域を重点施行した。

また滝川保健所の指導により昭和四十四年四月一日結核予防婦人会が結成されて、予防事業の推進がはかられた。

結核予防法の規定により全市民が年に一度は必ず受診することに

なっているが、最近の受診率は比較的少なく、一般健康診断では全市民の二割にも満たない状況である。

滝川市衛生推進協議会

終戦後、連合軍司令部は各種団体に解散命令を下したが、各市町村にあった衛生組合も同様の措置を受けて環境衛生の周知徹底がおろそかになった。

従来は衛生組合が毎年春と秋に各住宅の内外を清掃させ、警察官、市町村吏員、町内会役員などが巡回検査を行って、その徹底をはかり伝染病の予防に効果をあげていた。

昭和二十一年に連合衛生組合一、単位衛生組合五〇であったものが、二十三年八月以降滝川町内に二班に分けた衛生班ができた。

したがって地域住民が一斉に行っていた清掃状況が非常に悪くなり、蚊、ハエ、鼠などの発生とあいまって伝染病が流行し、特に昭和二十年代前半には各種の伝染病が発生したり、昭和三十年代までには大発生がしばしばであった。

このようなことから昭和三十三年ころからは町内会、部落会などでは自主的に衛生運動を展開し、側溝の整備清掃、殺虫剤のあっせん、鼠や虫の駆除につとめるようになった。

これらの地区単位の生活環境浄化実践運動は全市的な運動でなければ効果が薄いことからしだいに広がり、市の衛生担当課も積極的な組織作りを進め、ついに全市的な結びつきとする「滝川市地域衛生協力会連合会」が昭和四十一年十一月四日に発会した。各町内会から一名の代議員が選出されて組織することになったのである。

市では間もなくゴミの集取方法を家庭から紙袋に入れて廃棄する

ボックス方式に切替えることにし、衛生協力会に協力方を依頼して好成績をあげ、ついに市街地区にゴミ箱を置かない清潔なまちづくりに成功した。

鼠やハエの発生源となっていたゴミ箱の撤去やし尿処理場の設置に伴い、戦後急激な発生をみせた伝染病もまたほとんど発生をみなくなったのである。

本連合会では「健康で明るい地域づくり」を目的として衛生知識の普及と実践活動を行い、従来の衛生組合にみられなかった衛生効果をあげ、またその推進につとめたのである。

昭和四十一年から殺鼠剤をあっせん、四十二年からは殺虫剤も共同購入、環境衛生モデル地区を設立して環境美化につとめた。

同四十四年からは成人病検診、研修会の開催など環境衛生、公衆衛生を積極的に推進した。

昭和五十一年九月十三日創立十周年記念式典を挙行して、会の発展を喜び今後の相互協力を誓いあった。

昭和五十三年四月一日、市や保健所など関係機関との密接な連携を強め、衛生推進事業に取組むために滝川市衛生推進協議会と改称して今日に至っている。本会の主な事業としては次のとおりである。

- 1 生活環境浄化の自治活動、実施の督励
- 2 生活環境浄化実践地区の指定
- 3 地区研修会の開催
- 4 防疫用殺虫剤等の共同購入及び消毒薬及び薬品の無償交付
- 5 環境衛生研修会、各種大会への参加

6 ねずみ駆除運動

7 ものを大切にする運動

8 畜犬・野犬の自主取締り

歴代会長

初代 藤井 亀次 昭和四〇〜四一 就任年度
二代 山本 康照 昭和四一以降 就任年度

滝川地方食品衛生協会

終戦後の食糧難にあつて食品衛生の低下を招き、厚生省は食品業界の協力による自主管理の大方針を打ち出し、業界もまたこれに呼応して全国的な組織として日本食品協会が発足した。

滝川地方においては滝川保健所を中心に衛生管理を行っているが、食品衛生について昭和二十四年十月一日日本食品協会北海道支部村上竹四郎専務、道衛生部丹技師、滝川保健所江口勇所長を迎え、芦別、赤平、滝川、砂川、歌志内、江部乙、上砂川、浜益の八地区四二名の食品業会代表が参集して「滝川地方部会結成準備会」を開いた。これにより地区分会制として地区の代議員が選出された。

同月二十四日日本食品協会北海道支部滝川地方部会が発足し、翌十一月二十九日には代議員により同部会の組織、規約、食品衛生管理の方針を決定し、部会長に中島善治（滝川）、副部会長には角幡芳太郎（芦別）、相米義三（歌志内）が選出されて活動が開始された。

各地区分会においても協会発足と同時に開設をみて、滝川分会長は太田信吉、江部乙分会長は山本佐平が就任した。

本協会の基本方針は「目的達成のため、会員の自覚意識を高揚し自主管理体制の確立をはかり、食品衛生の向上に資し、もって、住

民の保健衛生に寄与する。」とあり、その重点目標は次のとおり。

- 1 食品衛生指導員活動の強化
- 2 自主管理体制の徹底
- 3 食品衛生責任者の資質向上と義務の履行
- 4 苦情処理体制の強化
- 5 食品営業賠償共済制度の推進
- 6 食中毒警報の速かなる伝達と周知徹底

である。これらの目標達成のため本協会では衛生週間行事、普及宣伝、講習会、衛生模範地区制定、機関紙の発行、座談会、衛生相談所の開設、先進工場研修視察、食品衛生優良店・会社表彰など食品衛生の普及に努めている。

なお、昭和二十八年からは食品取扱い従業員の健康診断を実施して以来、毎年重要な行事の一つとして継続している。

昭和二十六年日本食品協会支部が社団法人北海道食品協会連合会と改称したのに伴い、滝川地区食品協力会と改称した。なお事務所は滝川保健所内に置かれている。

昭和二十七年砂川保健所設置に伴い砂川、歌志内、上砂川が分離し、二十九年四月に芦別地区も分離して現在は滝川・赤平、新十津川の二市一町をもって、滝川分会、赤平分会、茂尻分会、新十津川分会、江部乙分会の五分会による組織体となった。

昭和三十七年五月二十日滝川地方食品衛生協会と改称して今日に至るが、既に三十年を経過した本協会は昭和五十四年十一月八日にホテルスエヒロにおいて創立三十周年記念式典を盛大に挙行し、創立時に二五〇店会員目標であったものが現在一、四〇〇店を数え、

さらに本協会の発展と地区食品衛生向上に努めることを誓いあつた。

歴代協会長

初代 中島 善次 就任年月日
昭和三・二・元 二代 岡部 一男 就任年月日
昭和五・四・七

歴代滝川分会長

初代 太田 信吉 昭和三・二・元 二代 入沢弥之助 昭和六・四・元
三代 岡部 一男 昭和三・四・元 四代 佐伯 亀吉 昭和五・七・二
五代 中田 正己 昭和五・四 現在

歴代江部乙分会長

初代 山本 佐平 昭和三・二・元 二代 粟井 利平
三代 水林 春夷 四代 増田竹三郎
五代 鎌田 馨 昭和五・五・五現在

第三節 開業医

明治年代の開業医院

滝川の市街地区開業医は明治三十年三月に
屯田一等軍医正大竹康造が辞任して、広小路五丁目に医院を開業し、一般住民の診療を行ったのが最初である(第五編第一章第七節参照)。

次が明治三十四年四月に滝川に来住し、滝川村村医となった渡辺豊である。渡辺は明治六年六月二十九日大分県直入郡竹田町に生れ、同三十二年に京都府立医学校を卒業し、翌三十三年六月渡道して札幌にいたが、滝川の村医に迎えられ、警察医などを務めた後明治四十年ごろに独立して広小路三丁目を開業したもので、町の衛生行政及び町民の医療に貢献するところが多かったが昭和七年ごろ死亡した。この外には明治三十八年日露戦役凱旋後に本通四丁目に陸

軍三等軍医正山崎康哉が山崎医院を開業した。山崎医院の世評は高く、大正元年中の外来患者は九八二人と「滝川町発展史」にあるが、明治四十五年一月在郷軍人分会長に推され大正四年八月に辞任したが人望もあつかった。

明治四十一年二月十日一ノ坂に門山医院が開業した。院長は医学得業士門山周通で、産科、婦人科に長じ、滝川町医、警察医、学校医として三十八年のながい間、当町の衛生行政に貢献していたが、昭和二十年七月に死亡した。

以上のほか明治年代開業医と思われる二医院及び私立滝川病院が大正二年判滝川町発展史に記されてある。

関屋医院

字材木通りに在り、院長関屋直吉は私立日本医学校の出身にして頗る活達の人なり

遠藤医院

字幌倉に在り、院長遠藤隆則にして親切を以て患者に接しつゝあり

私立滝川病院

字一の坂に在り広潤なる敷地を有し眺望殊に佳なり、本院は樺戸郡新十津川村字下徳富玉置里見の創始したるものにして、明治四十四年五月一日地鎮祭を行い、翌六月二十四日起工し同年七月二十三日落成上棟式を挙行せり、明治四十四年十一月六日北海道庁長官より私立病院の認可を受け、翌四十五年二月二十五日工事全部完成す、此建坪三百四十四坪五合、患者収容定員三十二名、工費二万円同二月二十五日北海道庁の検査を受け翌三月五日より開業せり、大正二年三月二十五日之を株式組織に変更登記す、専務取締役は玉置里見なり、大正元年末の状況は医師二名、調剤師一名、看護婦六名、其他五名合計十四名にして又患者は同年中入院二百六十八人、外来四千三百八十人、合計四千六百四十八人なり、田舎の病院としては立派なるものなり

とある。移住民にとって生活上に不安を覚えたことは医者者の少な

いことで、玉置里見はこの点に着目して病院の設立を企図し、一の坂で現在の一の坂町東一丁目四・五番附近に立派な病院を設置したのである。初代院長に安藤某を迎えたが安藤医師は外科の名医でランプの明りで手術を行うほどで、それだけはやり近隣町村から外患・入院者が相当あって、余りの劇務に疲れて退職した。

株式組織に変更登記し、一株二〇円資本金二万円、役員は玉置のほか取締役木村勝次、三輪精一、監査役に小西恭蔵、植田重太郎があたり、株主にはそれぞれ割引券を出していた。

第六七号 割引券

右株主及家族、雇人ニ於テ此証券持参ノ上受付係ヘ提出セラルルトキハ割引キヲ為スモノトス

- 一 入院患者ニ対シテハ入院料一割引
 - 一 外来患者ニ対シテハ薬価二割引
 - 一 往診料ハ遠近ニ拘ラズ一割引
- 但シ他人ニ貸与スルコトヲ禁ズ

大正二年四月 株式会社滝川病院

しかし、大正六年に病院運営上に支障があつて、閉鎖の状態となり、同年八月ついに株主総会の決議を経て解散し建物は売却された。

そして最後の病院長である寒河江巧が滝川病院の名称だけを引継ぎ、市街地で開業することになった。

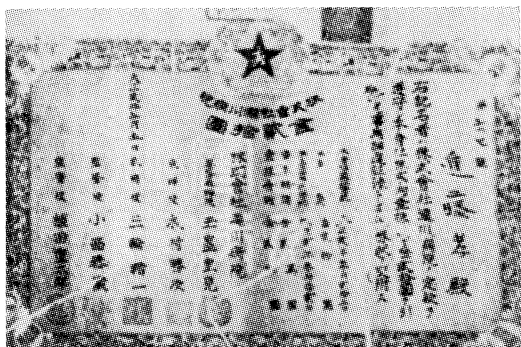
玉置里見は翌大正七年に一家を挙げて、ブラジル・サンパウロに移住した。

歴代病院長

- 初代 安藤 某
- 二代 撫養 円太郎
- 三代 不詳
- 四代 野村 巖
- 五代 寒河江 巧



私立滝川病院



大正2年(株)滝川病院に改組株券

このほか明治医院（院長不詳）が本通三丁目にあつた。一方、江部乙地区では明治三十四年十月村医として山崎司城を迎えて医療を託しており、明治年代の開業医はなかった。

大正年代の開業医院

大正年代の開業医院は次のとおりである。

野村医院 院長野村巖は大正四年私立滝川病院に懇望されて同院長に就任したが、大正六年六月同病院の閉鎖により楓通り北二丁目（明神町二丁目）に開業、内科に長じていた。昭和二年十月に江部乙に転出して開業、同五年三月閉院して、昭和十年死亡した。

滝川病院 院長寒河江巧は明治二十一年一月三十一日福井県大野町に生まれたが、同二十五年九月来道。深川小学校、上川中学校（旭川）を経て、大正四年三月熊本医学専門学校を卒業した。大正五年九月私立滝川病院副院長に迎えられたが同六年八月同病院解散によ

り、八月一日広小路八丁目（現本町二丁目五番）に滝川病院の名を継いで開業した。大正七年十月刊滝川町勢一班に

名称	所在地	設立	診療科目	医員	患者
私立滝川病院	広小路通	大正元年三月	内科外科	一人	入院 一、二、六、四、一七 外来 一人

とある。

大正七年以来学校医として二十五年、警察医として三十余年勤め滝川の医療行政に貢献したが、このほか滝川消防組第三部長を数年の後昭和四年三月から推されて消防組頭を八年、昭和五年五月からは衆望を担って町会議員に当選以来連続四回一六年間にわたり町政にも参与した。その間昭和十二年六月から火防衛生組合長、昭和十四年四月からは滝川警防団副団長をつとめた。またスポーツを愛好して昭和九年滝川スキー会を作り、昭和十九年滝川スキー連盟と改称したが、二十三年まで会長の職にあった。

また謡曲滝川宝生会の生みの親でもあり昭和二十七年十一月三日滝川町文化功労者として表彰を受けた。老後は長女澄子の夫である新谷政治に医院を継がせ、市の嘱託医として乳幼児検診や予防衛生に力を尽し町内会の世話役をしていたが昭和四十六年一月十二日死亡した。

児玉医院 院長児玉幸悦郎は大正のはじめ砂川に本院を置き、滝川に分院を設けて診療に当たっていたが、大正二年大竹康造死亡の後移転開業したが大正九年死亡した。

尾形病院 院長尾形繁は大正七年六月材木通（明神町）に二階建の

病院を開業した。診療科目は内科、外科、小児科、婦人科、産科、花柳病科、X光線科、デアテルシー科とあり、レントゲンを使用していたことが伺われる。閉院は明らかでない。

このほかに伊田医院（院長伊田鎮平、栄町願成寺付近で開業）、浅井医院（院長浅井孝一、栄町で開業）などが大正年間に開業していたが的確な記録はない。

なお、歯科医院は大正五年九月一日佐藤勘次郎が広小路（栄町）に佐藤歯科医院を開業した。また大正九年九月五日原岡良策が栄町に原岡歯科医院を開業した。

一方、江部乙村では村医であった山崎司城が大正四年十二月に開業したのに始まり、二、三名の医師が開業していた。

山崎医院	山崎司城	開業年月	退村年月
河瀬医院	河瀬隆三	同 五・一	同 五・二
榛谷医院	榛谷清水	同 五・三	同 七・三
波江医院	波江雄次郎	同 九・〇	同 一〇・七
根守医院	根守秀夫	同 一〇・五	同 一三・九
田辺医院	田辺草七	同 一五・八	同 一五・二
長尾医院	長尾乙二	同 一三・九	昭和二・五
遠藤医院	遠藤敏三	同 一五・三	同 不評

昭和時代の開業医院・病院 昭和に入ってから終戦までの開業医

は従来どおり少ないものであった。このため町民は医療全般にわたる病院の設置を熱望し、昭和九年十一月一日町立社会病院の開院は全町民の喜びと安どを与えたものであった。

開業医が増えたのは昭和二十年代・三十年代で各一カ所の医院

(診療所)が開設され、このほか三十五年十月には滝川中央病院が朝日町に開業された(現在二九七床)。入院ベット数二〇床以上が病院となるが、現在滝川市内の病院数は市立病院・市立江部乙国民健康保険病院と中央病院の三カ所である。

昭和四十年以降は人口増加率も停滞ぎみになったが、医院開業者も減少して四十年代は三カ所、五十年代前半で数カ所程度である。

一方、戦後から現在までに転出・廃業も八カ所を数え、昭和四十年以降の医院数は横ばいであり、医師の総数では減少した実情にある。市内の医師一人に対する人口比では千数十名で、明治十九年の

道庁開設年の全道平均人口比一、〇一六人であったことからみて、現在の医療施設内容では格段の相違はあるにせよ、診察の対人口では明治十九年の全道平均なみの実状である(注 滝川地域的には進展がみられている)。

全道的には医師数が順調に増加し、昭和四十年には医師一人に道民が千百二、三十名に対し、五十三年末には八八〇人前後と大幅に改善されているが、大都市集中の実態にあるところから、辺地には無医町村もみられるもので、滝川においても全道平均を下回っている医師数である。

開業医院・病院(除市立病院)

医 院 名	院長名	医師数	科 別	所 在 地	開 業 期 間	電 話 番 号
小泉医院	小泉舜三	一	内科	本町一丁目	昭五・五・二〇	二二〇三九
野村医院	野村左武郎	一	内科	江部乙	二・一〇	二二〇三九
松原医院	松原勝夫	一	内科	江部乙	六・六	二二〇三九
武田医院	武田常市	二	内科・小児科	本町一―二―一八	七・一二	二二〇三九
大西内科医院	大西常市	一	内科・小児科	明神町一―五―三三	二・一八	二二〇三九
神部外科医院	神部弘二	二	外科	柴町三―四―二四	二・一〇	二二〇三九
守屋産婦人科	守屋賢市	一	産婦人科	柴町二―三―一二	二・四	二二〇三九
森本医院	森本賢市	一	内科	本町二―一	二・五	二二〇三九
福住医院	福住フミ	一	内科・小児科	江部乙町東十一―十一	二・四	二二〇三九
吉田医院	吉田恵	一	内科・外科・小児科	江部乙町西十二―三―五七	二・八	二二〇三九
佐藤医院	佐藤鉄雄	一	内科・小児科	一の坂町東二―一―二	二・九	二二〇三九
久保医院	久保茂雄	三	内科・小児科	一の坂町東二―一―二	二・九	二二〇三九
小林医院	小林安治	一	小児科	本町一―四―二四	二・二	二二〇三九
森 医院	森(初代森秀一) 現 森 慰子	一	(内科・小児科) 耳鼻咽喉科	柴町三―五―三〇	二・八	二二〇三九
新谷医院	新谷政治	一	内科・小児科	本町二―一―一二	二・一〇	二二〇三九
川村医院	川村幸雄	一	産婦人科	本町一―五―二七	二・四	二二〇三九
				明神町一―四―二〇	三・七	二二〇三九

医療法人佐藤歯科医院	原岡歯科医院	杉村歯科医院	柳齒科医院	柳第一齒科	柳第二齒科	柳第三齒科
(佐藤勸次郎)	原岡(清次)(良策)	杉村(定計)	柳昌彦	柳清文	柳義二	柳弘治
二	一	一	三	一	一	一
齒科一般	〃	〃	〃	〃	〃	〃
栄町三丁目	栄町二丁目	栄町一丁目	大町二丁目	同右	同右	同右
(大正五・九・一) (昭二九)	昭和二九・四・一 (不詳)	(大正九・九・五) (昭和一六・八・五) 現	(五・一・二) 現	一〇・九・一九 (四五・二・二七) 現	四一・一〇・一〇 現	四八・一〇・一五 現
二二二五五六	二二二五五六	二二二五五六	二二二五五六	二二二五五六	二二二五五六	二二二五五六

開業齒科医院

佐藤内科医院	男沢医院	小松外科産婦人科医院	近藤眼科医院	鈴木産婦人科小児科医院	医療法人滝川中央病院	田中整形外科医院	吉田医院	坪谷耳鼻咽喉科医院	幡産婦人科医院	いたがき小児科医院	沢田外科医院	長谷内科小児科医院	一の坂医院	芝木皮膚科医院	柴田医院	すがい医院	腎友会滝川クリニック	田畑産婦人科医院	戸井整形外科医院	鈴木内科クリニック	古川外科医院	
佐藤哲司	男沢義久	小松大洲	近藤富貴雄	鈴木照人	初代足立金三	田中栄一	吉田英治	坪谷六郎	幡六郎	板垣道夫	沢田孚	長谷広信	斉藤武継	芝木秀臣	柴田祐次	須貝基信	菅原剛太郎	田畑時雄	戸井康堯	鈴木忠男	古川数男	
一	一	一	一	二	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
内科・小児科	内科・小児科	産婦人科・外科	眼科	産婦人科・小児科	精神神経科	整形外科	内科・小児科	耳鼻咽喉科	産婦人科	小児科	外科・整形外科	内科・小児科	内科精神・循環器科	皮膚科	胃腸科	内科・小児科	内科	産婦人科	整形外科	内科・小児科・胃腸科	外科・整形外科・皮膚科	
栄町二丁目一五	朝日町西二丁目一五	本町二丁目一九	本町二丁目二六	朝日町東一丁目三八	朝日町東二丁目一五	黄金町西一丁目二四	新町一丁目一	大町一丁目二二	本町二丁目二二	本町二丁目二〇	明神町四丁目一〇一八	江部乙町八〇一	一の坂町東二丁目一	大町一丁目二二	栄町二丁目一三	大町五丁目三三	有明町二丁目四四	本町四丁目一七	本町四丁目二二	黄金町西三丁目一三	本町	
三〇・一〇・一 (四七・五・二六)	三〇・一二・二一 現	三四・一・一〇 現	三四・八・二〇 現	三四・一・一六 現	三五・一〇・一 現	三七・一〇 現	三八・七・一五 現	三八・一・二 現	三九・八・三 現	四四・一〇・一 現	四五・九 現	四六・四・一 (五三・四・二)	四八・一・一六 (五一・八・二四)	四四・八・一八 現	四七・八・一七 現	五二・九・一六 現	五一・一・二一 現	四八・九・三 現	四六・九・一六 現	五二・一・一五 現	四〇・一〇・二八 (四六・六・七)	
二三一三二八三	二三一三二七三	二三一三二八四	二三一三二二二	二二一四三四四	二三一二九三三	二三一三七七八	二三一三七九八	二三一三〇三九	二四一六八六八	二二一四五六八	二二一〇九五六	二三一八一八	二四一五一五	二四一二二五	二二一八五一	二四一七〇五五	二三一二七五三	二二一八五一	二四一七〇五五	二三一二七五三	二二一八五一	二四一七〇五五

柳第四齒科 平野齒科醫院 塚本齒科醫院 熊本齒科醫院 熊本齒科 武内齒科醫院 籠島齒科醫院 安岡齒科醫院 島津齒科醫院 鈴木齒科醫院 田中齒科醫院	柳 承治 平野 通夫 塚本 一生 熊本 盤根 熊本 博一 武内 敏彦 籠島 啓二 安岡 亮 島津 ユリ 鈴木 信吉 田中 禎子	齒科一般	同 右 明神町一四一三 柴町四一四二二 大町三一 （柴町三六一名店ビル内） 本町一三二二三 大町二一―二三 新町一八―二六 明神町二一―二七 江部乙町 江部乙町 江部乙町西二十五―三六	四八・一〇・五 二一・二 二四・一〇・一三 二九・九・一 三三・七・一 三八・一二 六・一二 二七・四 四四・五	現 現 現 現 現 現 現 現	同右 二三―二九八 二三―二五〇 二三―二七四 二三―三五二 二二―六〇〇 二二―〇二八 七五―二〇五六
---	---	------	---	--	--------------------------------------	---

助産婦氏名（昭和三十年代） 〈中空知助産婦会〉

清水 トイ 木村 アヤノ 森井 ツネ 遠藤 ちよえ 藤井 きえの 田村 キク 小田中 キヌコ	明神町 林 優子 泉町 明神町 武田 シゲル 本町 西町 古川 艶子 東滝川 柴町 野 邑 千代 北滝の川 朝日町 鈴木 ハルヲ 江部乙町 柴町 小野寺 文子 江部乙町 黄金町
--	--

（明治・大正・昭和前半期助産婦氏名）

杉村 りん 清水 ヨシ 山崎 シズ 後藤 ヒナ 伊藤 ミヨ 木造 イク 深沢 キサ	広小路 磯 江しゅん 江部乙町 楓通 山本文子 江部乙町 本通四 佐藤 スミヲ 江部乙町 新通 材木通 空知通 滝ノ川東二丁目
---	---

〈旧市史・旧町史〉

滝川三師会

滝川市と新十津川町に在住する医師、歯科医師、

薬剤師が医道の高揚、医、歯、薬学の進歩発達と公衆衛生の普及をはかり、地域医療の向上と社会及び会員の福祉増進を目的に、昭和

五十年四月二十九日滝川三師会を組織した。事務所は大町の空知医師会館内においている。

従来から空知地区内で、同業組織による会員相互の親睦をはかり医療に対する理解を深めており、歯科医師については昭和三十六年四月一日に滝川歯科医師会を設立していた。

各々の活動をさらに広げ三師による医道の高揚に効果をあげたため本会の設立をみたもので、毎年五月に総会を開き、主な事業としては学術講演会、親睦ゴルフ大会、親睦新年会と三師の連けいを深めている。なお本会が提唱して昭和五十四年七月十三日滝川市医療保健対策協議会ができ、市の医療保健行政の推進がはかられている。

構成会員数（昭和五十四年末現在） 五六名
内訳 医師 三三名 歯科医師 一四名 薬剤師 九名

なお会には学術、地域保健医療対策、親睦の三委員会活動がある

- 学術委員会
（長）吉田 英治医（副）沢田 孚医 近藤富貴雄医 森 慰子医

小松 大州(医) 柴田 祐次(医) 坪谷 六郎(医) 鈴木 照人(医)
 熊木 博一(歯) 柳 弘二(歯) 杉村 昌彦(歯) 関 茂(歯新)

遊免 和子(薬新) 久保田紀美子(薬) 森本 良美(薬)

地域保健医療対策委員会
 (長) 男沢 義久(医) (副) 武内 敏彦(歯) (副) 長田 勇(薬)

吉田 守人(医) 板垣 道夫(医) 野田 良(医新) 神部 弘二(医)
 久保 茂俊(医) 田畑 時雄(医) 鈴木 忠男(医) 武田 邦彦(医)
 田中 栄一(医) 柳 義文(歯) 柳 清二(歯) 柳 芝木 秀臣(医)

藤井 哲也(薬) 水口 隆雄(薬) 川村 幸雄(医) 戸井 康堯(医)
 親睦委員会

(長) 平野 通夫(歯) (副) 幡 六郎(医) 川村 幸雄(医) 戸井 康堯(医)
 縄手 朗(医) 菅原剛太郎(医) 須貝 基信(医) 嘉山 善彦(医新)

鈴木 公雄(医新) 塚本 一生(歯) 安岡 亮(歯) 籠島 啓二(歯)

田中 禎子(歯) 西田 良治(薬) 中野 忠明(薬)

〔注〕(医)は医師、(歯)は歯科医師、(薬)は薬剤師、(新)は新十津川町在住
 滝川市医療保健対策協議会 昭和五十四年七月十三日滝川市が委
 嘱した各委員は次のとおりである。

守屋 守(守屋医院院長) 原 寿太郎(保健所長)
 小菅 高之(市立病院院長) 堀 美代子(婦人団体役員)
 武内 敏彦(武内歯科医院院長) 山本 文子(婦人団体役員)
 男沢 義久(男沢医院長) 木幡 孝雄(青年団体役員)
 吉田 守人(久保医院医師) 網 潤 正幸(市教育長)
 長田 勇(長田薬局) 以上一一名

第四節 滝川市立病院

病院建設問題 昭和七年七月二十二日、時の町長津田美之助が多

年の滝川町懸案であった町立病院の建設議案を町会に提出した。

町会は満場一致でこれに賛同し、病院委員として町議の郷作太郎、奥山与作、中川五三郎、太田信吉、照本市蔵の五名が選ばれた。

委員は先進既設病院の設備並びに経営状況をつぶさに調査し、昭和八年一月十三日の町会に報告し、町長は建設費一三万円以内を大蔵省預金部から年利三分二厘をもって借入申込みの提案をして満場一致で議決した。併せて調査の完べきを期して委員に議員の古館梅太郎、寒河江巧を加えた。

しかし、同年四月二十三日の町会では町長上京後の変更として融資の一部を逋信省簡易保険局に求め、年利四分八厘となる部分を提案した。議決後、津田町長は本起債案をもって上京し、百万奔走の結果ついに六月二十九日付で全額一三万円起債の件を内務・大蔵大臣から許可を得たが、この起債指令には年利六分五厘以内となったことから、当時の不況下に高利の資金融資に難色を示す動きがみられた。

さらに当時の滝川町在住医師が八名おり、そのうち七名から町立病院設置に反対する声明が出される一幕もあった。

このような中で同年十月二十六日付で北海道庁長官から設立の認

可があり、十一月二日には大蔵省預金部札幌支店長から建設費九万五、〇〇〇円貸付決定の通知を受けたので、同月八日工事請負入札を執行した。しかし第一回第二回とも不調に終わり、同月十五日札幌市の東山鉦三と随意契約により請負契約を締結した。

建設位置問題 町立病院をどこに建てるかで町会が三派に分かれた。太田信吉の一派は農業協同組合第二倉庫付近の西裡・末広町（現本町四丁目五・六番）の尾上金次郎所有地をあげ、古館梅太郎、奥山与作の一派は東裡の専売公社付近にあたる酒井利太郎所有地が市街地の中心で便利であると主張、亀谷虎蔵、郷作太郎一派は第三小学校付近を主張して互いに譲らずに論争が続いた。

町立病院設置は町民の福祉増進を目的とするが、加えて滝川周辺の外客も誘致されるところから商店側の重大な関心事となり、敷地争奪戦はひとしく全町民を渦中に巻き込んだのである。

事態の紛きゅうを憂慮した津田町長は道庁技師と連絡を保ちつつ、尾上の土地は泥炭で工事費がかかり反対の意をほのめかした。これが反対派の議員を刺げきして議場は殺気を帯びるほどに紛きゅうを大きくしてしまった。こうした中で津田町長は病氣となり、ついに同年十一月二十五日退職してしまつた。

翌九年一月十五日元老の小華和貞男が町長に就任して本問題の解決に乗り出した。また病院問題の紛きゅうを見守っていた空知支庁長村上壬平もまたこの事態を憂慮し、滝川町の実力者の一人である五十嵐太郎吉に収拾を促した。病床にあつた五十嵐は三派の敷地位置のほかに町役場の向側に当たる三浦庄作、栗井新作、細越清の三

氏が所有する土地に目をつけた小華和町長の意見を入れて、三氏と交渉に入り、三氏の深い理解のもとに快諾を得て数日間のうちに町有志から七、二二〇円の寄付金を集め、比較的低廉に用地の譲渡を受け、敷地問題は円満に解決したのであつた。

昭和九年三月三十一日、建設資金の不足分三万五、〇〇〇円は北海道拓殖銀行から融資を受け、同年四月十日建設工事に着手した。工事監督に田子汨を囑託し、建築臨時委員に議員の居林与次郎、小林儀三郎、郷作太郎、町民からも杉本文吉、広部伊織が選出され、工事も順調に進んだ。町議改選で委員に山本庵、樋口隆治、次田秀彦の交替となつたが、各々の努力により同年十月二日に竣工して受け渡しを完了、同年十一月一日に待望久しかった「滝川町立社会病院」が開院した。

病院の沿革

昭和 九 年 一 月 日

内科・外科・婦人科・耳鼻咽喉科・眼科の五科で開院
定床四八床

一〇・六・三〇 皮膚泌尿器科新設

一一・三・二 定床六四に許可

一二・一一・二八 病棟増築工事竣工、定床八一に許可

一五・一〇・二〇 看護婦寄宿舎竣工

一七・一〇・一九 北海道人造石油株式会社寄附による第二病棟竣工、定床一五三となる。

一九・九・三 附属看護婦講習所道庁より指定

二〇・七・一 食糧事情悪化のため入院患者に対する給食廃止

二一・一・一七 石炭事情悪化のため当分の間診療を午前中（冬のみ）

二二・六・二三 診療実地修練施設として厚生省指定

二三・一〇・三一 小児科新設

昭和二四・一一・二一 中止中の患者給食を再開

二六・三・三一 附属看護婦講習所閉鎖

二六・五・三一 管理棟増築竣工

二九・七・二四 結核病棟竣工

二九・八・一一 定床一九四許可

三〇・七・一一 准看護学院の知事指定

三二・四・一一 地方公営企業法一部適用

三二・八・一一 総合病院と称する道知事認可を受ける。

三三・七・一一 市制施行により「市立病院」と改称

三五・七・五 整形外科新設

三八・四・五 定床二六八許可

三九・四・一一 精神神経科新設・定床三一八許可

三九・一一・二三 病院全面改築三カ年継続事業として市議会議決

四〇・三・二〇 工事請負契約締結

四〇・三・二二 建築工事着手

四〇・一一・二五 第一期工事病棟部門竣工

四〇・二二・一一 新病棟公用開始

四一・二〇・八 旧病院建物の公用廃止

四一・二〇・一一 新館の公用開始

四二・一一・三〇 遠隔操作式X線テレビ装置購入使用開始

四四・三・五 保健婦、助産婦、看護婦法による看護婦養成所の認可を受ける(定員六〇名)

四四・三・一五 滝川市立高等看護学院完成

四四・四・一一 滝川市立高等看護学院第一回入学式挙行

四五・三・一九 滝川市立准看護学院閉校式・卒業総数一五五名

四五・四・一一 テレレンドスコープ購入使用開始

四六・五・四 高等看護学院学生定員増認可(定員七五名)

四七・三・二〇 病院増築工事(結核病棟、小児科病棟、作業療法及び機能訓練室他)

四七・六・二〇 精神病棟増築

四八・三・二〇 外科用X線テレビ装置購入使用開始

昭和五一・五・二二 定床三四三床認可

五一・九・一一 ガンマーカメラ購入使用開始

五二・八・二二 人工腎臓装置購入使用開始

五二・一一・二八 自動化学分析装置購入使用開始

五四・一・三一 X線テレビ装置及び一般撮影装置購入使用開始

五四・一二・六ゼロラジオグラフィ(乳ガン検診)導入

病院改築と経営の改革

町立社会病院は滝川町民はもちろん近隣町村民に活用されてきたが、院舎の老朽化も目立ちはじめ、戦後の医療昏迷と近隣二町にも町立病院が設置されたことから診療圏がせばめられた。

しだいに赤字決算が続ぎ昭和三十二年企業会計の実施に踏み切ったものの経済の不振により、院舎の改築については不可能な状態が続いていたのである。

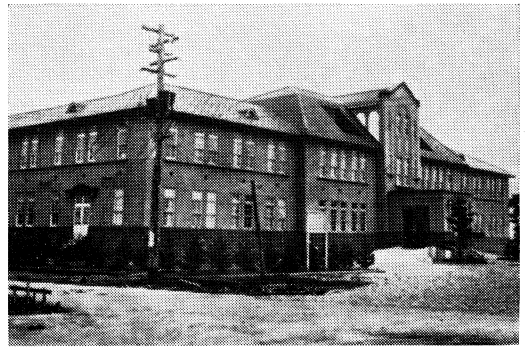
昭和三十八年に至って第四代病院長に小菅高之を迎えたが、小菅院長は長年の重要懸案事項である医療経営の改革と病院改築問題の処理に積極的な取組みをみせ、その基本目標として

- 1 より高度な医療を広範囲に及ぼす
- 2 地域住民の医療費負担を軽減する
- 3 病院財政を速やかに好転させる
- 4 職員の責任自覚を増進し、福利厚生の上をはかる
- 5 改築を速やかに完遂する

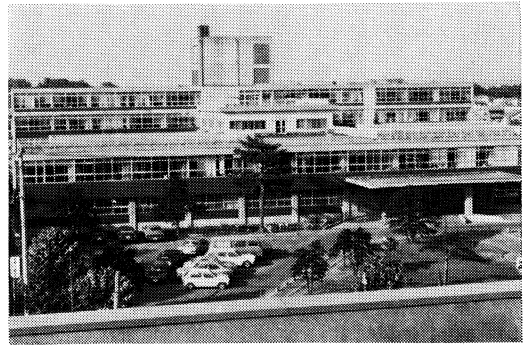
を掲げ、職員の経営参加と協力を得て目標完遂をめざした。

昭和三十八年度までの損益勘定で累積赤字が三、五一二万円に達しており、当年度の収益的収入決算額が一億五千三百五十万円余であったことをみれば、この累積赤字の大きさがうかがわれる。

この解消をはかりつつ、医療の進歩に対応した近代医療を施すに



旧滝川市立病院



滝川市立病院

は現有施設では支障があるところから、市財政を考慮しながらも改築の計画をたて、昭和三十九年二月二十八日精神病棟（五〇床）の完成に引続き、厚生年金還元融資による病院全面改築三カ年継続事業として同年十二月二十三日の市議会議決を得て、院舎全面改築に踏み切ったのである。

昭和四十年三月二十二日工事に着手し、同年四月十五日起工式を挙げた。第一期工事は病棟、第二期工事は診療管理部門に分け、第一期は同四十年十一月二十五日に竣工、第二期は四十一年十月十一日に完成、二カ年半の短期全館竣工により公用を開始した。

この間健全財政に努め昭和四十一年度で累積赤字を解消、以来毎年度黒字経営を続け、市民の健康を守る地域の総合医療センターとして最新を誇る近代医療設備の導入にも努めて、高度な医療を行っ

ている。

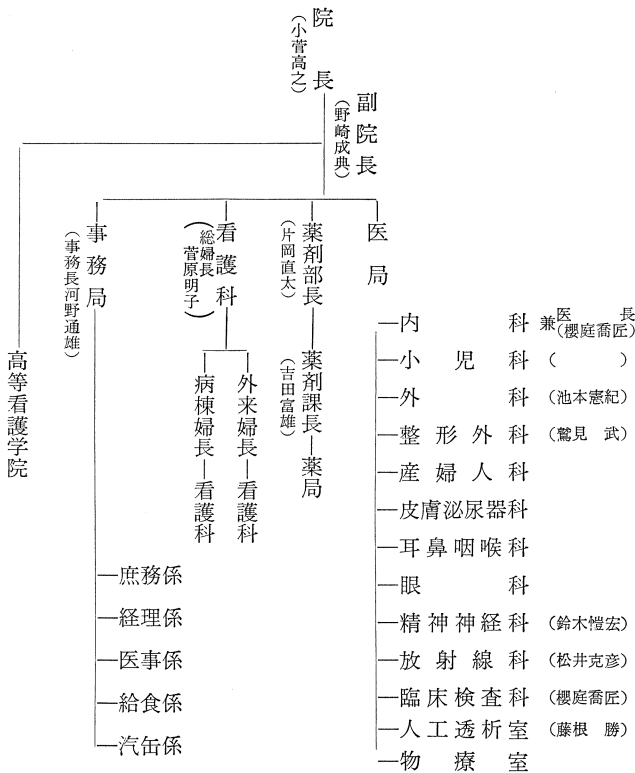
なお進歩高度化する医学医療技術に対応する看護婦の必要から、昭和四十四年三月五日厚生大臣から看護婦養成所（定員六〇名）の認可を受け、同年四月一日滝川市立高等看護学院を開院した。

昭和五十三年度までに一七八名を市立病院に送り込み、また他の卒業生もそれぞれ地域医療及び公衆衛生の向上をめざして活躍している（注 第八編教育第一章第七節を参照のこと）。

市立病院の概要

位 置 滝川市大町二丁目二番三四号 電話(代)二二一四三二一

組織機構 (昭和五十四年十二月一日現在)



年度別取扱患者数

年度別	昭和十一年度		昭和十五年度	
	外	入	外	入
九	三三、三三九	七、五九九	三三、三三〇	八、三三三
一〇	四九、九四五	一八、九八四	三〇、七三三	八三、九四四
一一	四八、八七七	一八、九八四	三〇、八五五	八二、六四四
一二	四〇、〇三四	二四、〇八一	三三、〇〇八	九〇、〇三二
一三	三三、九三三	二六、六三三	三三、七三三	九五、六四四
一四	三九、〇四七	三〇、九四四	三三、〇六九	一〇〇、〇〇〇
一五	四二、六六六	三三、三四〇	三三、五五九	一〇〇、〇〇〇
一六	四八、九六六	三三、三四〇	三三、五五九	一〇〇、〇〇〇
一七	四七、八四六	三三、三四〇	三三、五五九	一〇〇、〇〇〇
一八	四八、八四六	三三、三四〇	三三、五五九	一〇〇、〇〇〇
一九	四八、八四六	三三、三四〇	三三、五五九	一〇〇、〇〇〇
二〇	四八、八四六	三三、三四〇	三三、五五九	一〇〇、〇〇〇
二一	四八、八四六	三三、三四〇	三三、五五九	一〇〇、〇〇〇

△開院二五周年記念(一九五九・一一刊)

(単位人)

区分	科別	昭和十一年度		昭和十五年度	
		外	入	外	入
内科	外科	一四、〇五五	七、一六九	三三、八五五	三三、六三三
	耳鼻咽喉科	七、四八六	五、五三三	二、九〇一	一〇、二〇〇
	産婦人科	三、三三五	一、七四四	二、〇六九	一、九四四
	眼科	二、一〇六	一、三三三	四、三三〇	一、五九九
計	二五、七〇七	二二、〇八六	七三、三三三	八六、三三三	

△町事務報告(年別)

昭和十五年度職員数

院長一、医長五、医員二、レントゲン技手二、薬剤師一、同助手四、書記三
事務員二、看護婦一〇、見習看護婦一七、機関手三、計五〇人

区分年度	入院患者			外来患者			手術
	患者実数	延数	患者一日平均数	患者実数	延数	患者一日平均数	
三六	二、〇三六	七、〇二二	二〇六	一七、六五四	二五、九三三	四八	一、〇九一
三八	二、〇四九	六、〇〇六	一六五	一七、〇九九	二六、九八八	四〇	一、〇七三
四〇	二、二四六	一〇、一八〇	二八四	一五、九八六	二四、〇五四	四〇	一、〇七三
四二	三、〇〇〇	一九、五三三	三三六	二一、〇九九	二七、三七七	四七	一、〇七三
四四	三、四四五	二一、七三六	三三三	二〇、六三三	二七、七三七	四七	一、〇七三
四六	三、〇七八	一一、〇九六	三〇三	一九、四八五	二四、九一七	四五	一、〇七三
四八	二、五五五	一七、三三四	三三三	一八、〇三三	二四、九一七	四五	一、〇七三
四九	二、三三七	一〇、八八八	二九七	一八、二四四	二四、八八八	四五	一、〇七三
五〇	二、三九九	一〇、八八八	二九七	一八、二四四	二四、八八八	四五	一、〇七三
五一	二、三九九	一〇、八八八	二九七	一八、二四四	二四、八八八	四五	一、〇七三
五二	一、九六六	九、八三四	二六九	一五、九八六	二四、八八八	四五	一、〇七三
五三	二、〇四九	一〇、一八〇	二八四	一五、九八六	二四、〇五四	四五	一、〇七三
五四	二、二四六	一九、五三三	三三六	一五、九八六	二四、〇五四	四五	一、〇七三

△町事務報告

滝川市立病院運営審議会

市立病院運営の適正合理化をはかるため、昭和三十七年一月十二日同規則を公布し、同月十六日九名の委員を委嘱した。委員の任期は二年として審議を重ねてきたが、昭和五十年十月十八日公営企業等調査審議会を設置したことにより、本審議会を廃止した。

犬飼 克己	毛・一六〇	元・一五	植野 広志	毛・一六〇	元・三三
大和田 実	毛・一六〇	元・六三	吉田 堅治	毛・三三〇	元・六三
中村 正直	毛・一六〇	元・一五	坂田 弘治	元・六四〇	元・六三
中島 正雄	毛・一六〇	元・六三	草浦 正己	元・六四〇	元・六三
内山 憲一	毛・一六〇	元・一五	三浦 光正	元・六四〇	元・六三
東 金次郎	毛・一六〇	元・六三	草沢 薫	元・六四〇	元・六三
岩村吉太郎	毛・一六〇	元・六三	猪口英之助	元・六四〇	元・六三
酒井 信高	毛・一六〇	元・一五	深田 義勝	元・九一〇	元・三三

太田 盛夫	〓・九一	〓・三三	寺口 章	〓・八六	〓・〇七
草沢 薫	〓・九一	〓・三三	三浦 光正	〓・八六	〓・一三
三浦 光正	〓・九一	〓・三三	富沢 和雄	〓・八六	〓・〇七
猪口英之助	〓・九一	〓・三三	米山 三郎	〓・八六	〓・一三
東 金次郎	〓・九一	〓・三三	松山 哲男	〓・八六	〓・〇七
酒井 信高	〓・九一	〓・三三	金谷 嘉市	〓・八六	〓・〇七
金谷 嘉市	〓・九一	〓・三三	岩本 正義	〓・八六	〓・〇七
岩本 正義	〓・九一	〓・三三	中西 清一	〓・一	〓・〇七
(新・滝川市)			深田 義勝	〓・一	〓・〇七
酒井 信高	〓・八六	〓・〇七			
太田 盛夫	〓・八六	〓・〇七			

第五節 滝川市立江部乙国民健康保険病院

江部乙村立江部乙医院 大正四年に村医制度を廃止したので、村内での医治療は開業医が行っていた。

昭和年代に入り経済恐慌がしだいに高まり、農村生活にも圧迫を加え始めると必然的に生活の程度が低下してきて、病气患者も多くなり医療費負担に耐えられない状況が多くなりようになった。

昭和六年に満洲事変が起こり、時の政府は国民の健康維持を強く要求し、村にあっても安く医治療を受けられる施設を設置すべきではないかとの声が聞かれるようになった。

昭和十三年七月十一日ついに村会において村理事者から村立病院設置に関する諮問があり、村会ではこれに対し審議した結果、可及的実現を望む旨の答申があった。これにより検討が行われ、江部乙駅前通りの元榛谷医院院舎を借受けて村立江部乙医院を開設するこ

とになった。同医院は木造二階建てで病棟、診療室、事務室延六〇・二五坪(約二百平方メートル)に附属舎五〇・五坪の計一一〇・七五坪(約三百六十六平方メートル)であったが、昭和十三年十二月五日内科・小児科医師二名、定床八床をもって開院した。

昭和二十二年九月外科を新設、昭和二十四年四月に院舎を買受けた。また同年九月歯科を設置し、さらにこの年に国民健康保険法第二条に示す「国民健康保険は市町村之を行う」の条章に基づいて、昭和十五年八月三十一日発足の国民健康保険制度を解散して、新しく昭和二十四年十一月一日付を以て江部乙国民健康保険事業が開始され、同時に村立江部乙医院は江部乙町国民健康保険直営診療所と改称され、定床一二床で再出発した。

江部乙町国民健康保険病院 しだいに医療繁忙となり院舎が狭くなって増築の必要が生じてきたので昭和二十五年五月に保険組合の公営移管を機会に増築することになり六月に増築一九床とした。

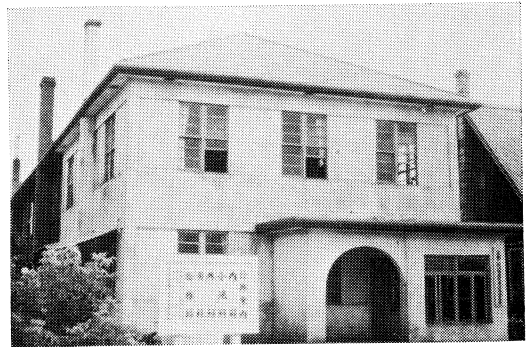
昭和二十六年十二月外科・産婦人科の増設をはかるために増改築を行い約百九十二坪となった。

昭和三十三年五月放射線科開設、同年八月整形外科開設、三十四年十月歯科を廃止した。

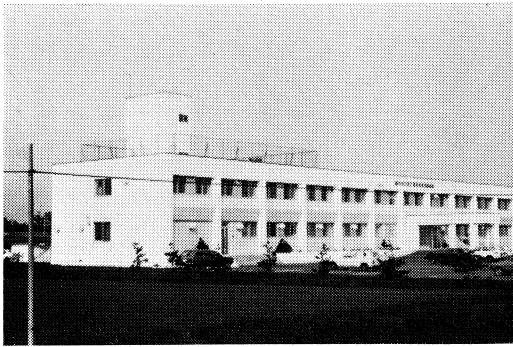
昭和四十二年十二月老朽診療所の全面改築を行い、補強コンクリートブロック造一部二階建八〇七平方メートルが完成した。さらに四十四年四月病院開設の許可を得て、同年十一月に増築がなされ、また定床三〇床の病院として整備し、四十五年四月一日に「江部乙町国民健康保険病院」と改称した。また、昭和四十五年度から企業



昭和42年12月建築の診療所



旧江部乙町国民健康保険診療所



滝川市江部乙国民健康保険病院

会計方式とした。昭和四十六年四月一日滝川市と合併して、滝川市立江部乙国民健康保険病院と改称された。昭和四十七年三月隔離病棟を一般病棟と機能回復訓練室等に改造して定床四七とした。しかし、この一床当たりの病院基準面積は三五平方メートルに当たるところを大きく下回り、病室や待合室もせまく、院長室、医局もとれない状況にあった。また、設備に出

費がかさみ、毎年赤字経営を続けているためこの対策にせまられた。昭和五十年二月、吉岡市長は滝川市営企業等調査審議会（阪本茂会長）に「江部乙国民健康保険病院事業の将来計画と経営健全化の方策について」を諮問した。これに対し同審議会では翌五十一年一月三十一日に「適地へ移転をし、規模を拡大して、医療体制を整備させる」ことを答申した。

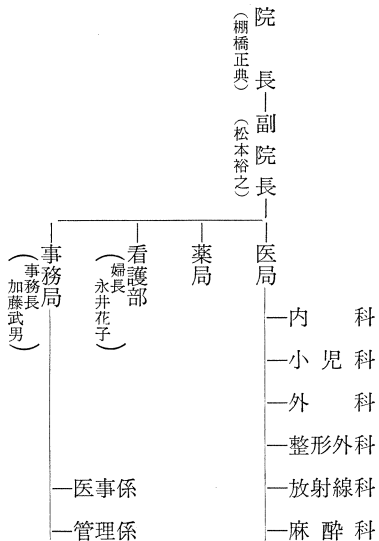
これにより市では検討を重ね昭和五十二年八月十六日に東十三丁目に着手、国民年金積立還元融資施設として翌五十三年三月二十日竣工、同年四月十二日定床五一をもって業務を開始した。

なお昭和五十三年度の会計決算において収益的収支に企業会計の実施以来、初めて赤字を返上した。

国保病院の概要

位置 滝川市江部乙町東十三丁目一番五四号 電話(代)七五二四〇三

組織機構 (昭和五十四年六月一日現在)



職員数

医師二、薬剤師一、看護婦二、准看護婦一三、技師二、薬剤助手一、栄養

ない状況であったが、太平洋戦争に突入してから健民政策の名でこの制度が勧奨されて急速に普及された。

滝川では昭和十七年ごろ道庁からの勧奨もあり、組合設立に踏み切って昭和十八年一月二十日付で滝川町国民健康保険組合設立の件を申請し、同年二月二十三日末社第四四一号で北海道庁長官坂千秋の名をもって認可された。

昭和十八年三月三十一日現在の加入状況は次のとおりであった。

世帯数 人口 組合員有資格者 加入組合員数 被保険者数
 二、九四 一六、四三九 三、三六八 二、三二九 二、〇八〇人

組合員の負担する保険料は第一級から第二十級までの額差を設けかつ被保険者の人数に応じて負担するようにした。

組合設立当初の組合議員は次のとおりである。

河内平次郎 家村 金治 田島 美吉 芳村 良範
 小川 政男 酒井 信高 照本 市藏 寺口 四郎
 五十嵐春吉 花井亀次郎 中川捨三郎 阪本 茂
 太田 信吉 橋本徳四郎 奥野 利男 福田 義行
 前田 吉郎 井宮 和逸 岩田谷忠作 川口 勇
 小林儀三郎 中島 善治 松尾源次郎 小角六三郎

全国の市町村に組合が設立されて、国民は社会保障制度の一環としてその恩恵に浴すことになり、さらに昭和二十四年に法の改正が行われて、国民健康保険は市町村が直接行うことを規定された。

これにより滝川町では昭和二十八年四月一日から組合経営を公営に切替えを行い今日に至っている。

国保組合の財政状態

(単位円)

年 度	収 入	支 出	過 不 足
昭和一八年度	一八、三二七	九三、七四四	二四、五三三
同 一九年度	三五、六四四	二四、三三三	一一、三三三
同 二〇年度	三〇、九三三	二〇、九三三	三、三三三
同 二一年度	四七、七五五	六六、五二二	△一〇、七七〇
同 二二年度	一、四四八、八九〇	一、三〇六、二〇〇	一四、六九〇
同 二三年度	五、四八八、一四七	五、四八八、一四七	九、九九四
同 二四年度	九、〇七〇、〇六八	一〇、三六六、三三六	△一、二八六、二六八
同 二五年度	三、三三三、九三七	一四、九六六、五五五	△一三、六三二、六二二
同 二六年度	一六、七九二、二三八	三三、三三三、三三三	△一六、五四一、〇四五
同 二七年度	三三、〇九二、一三〇	二六、〇四四、六〇〇	△六、〇四七、五三〇

北滝の川診療所 昭和二十六年四月一日、地理的に医療施設に恵

まれない北滝の川地区の住民に対し、国民健康保険の診療を行うことを目的として、滝川町国民健康保険組合直営北滝の川診療所が設置された。

敷地二五〇坪(約八百二十五平方メートル)、建物二七坪五合(約九十一平方メートル)である。以来付近住民の医療に当たり、また疾病の予防や出産にも助産婦を常駐させて、診療所と住民の結び付きに留意し、疾病予防と診療の一体的運営が行われた。

昭和二十八年四月一日からは公営施設として継続され、医師の欠員時には市立病院から毎週月・水・金曜日に出張診療が行われてきたが、昭和三十六年三月末をもって診療所は閉鎖された。

就任年月日 退任年月日

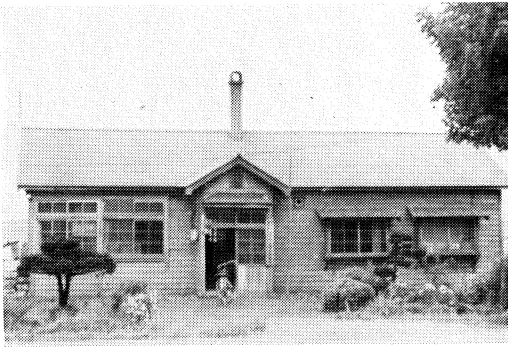
医師 男 沢 義 久 昭和六・三・二六 昭和六・三・二七
 同 阿 部 捨 次 郎 同 三・七・一 同 三・一・三三

同 板倉益夫 同 三・二五 同 三・三三
 保健婦兼 小田中キヌ 同 三・四四 同 三・一〇三
 助産婦 野邑千代 同 三・八五 同 三・三三

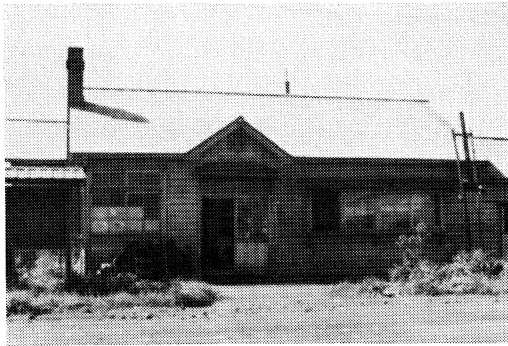
東滝川診療所 医療施設に恵まれない東滝川地区に昭和二十四年十月十日、滝川町国民健康保険組合直営診療所を設置した。

敷地二二〇坪に三〇坪五合の建物を東滝川四二六番地に建築して医師の配置を図ったが、しばらく欠員のまま過ぎ、北海道大学から派遣された医師が毎週火・木・土曜日の三日間出張診療に従事した。

昭和二十八年四月一日国民健康保険の町営移管に伴い、常駐医師の着任があり、これよりさきの昭和二十五年五月三十一日保健婦兼助産婦が配置されて、疾病の予防及び助産に当たるなど診療所の成



旧北滝川の川診療所



旧東滝川診療所

果をあげていた。

しかし医師の在任が短く専任の医師を得るのに窮し、市立病院の医師佐藤忠男を派遣したり、嘱託医寒河江巧が診療にあたったこともあったが、結局診療所としての機能を失い市立病院のマイクロバスで患者を市立病院へ毎日二回通院させることになり、ついに通院バスも廃止となって診療事業は中止された。

なお助産婦の常駐は続けられていたが、これも昭和四十八年十二月末日に中止された。

	就任年月日	退任年月日
医師 堀元 安	昭和六・四	昭和三〇・一〇
同 緒方弘文	同 三・三	同 三・一〇
保健婦兼 古川艶子	同 二五・五三	同 四八・三三
助産婦		

江部乙町国民健康保険組合 江部乙の国民健康保険制度は滝川町よりも早い。昭和十五年、時の村長鞍田武夫がその必要性を痛感し、各種の調査資料に基づいて計画を樹立して全村会議員が設立発起人となり、組合組織をもって創設の手続きが進められて、昭和十五年八月三十一日に設立の認可があつて、同年九月一日から事業を開始した。

当初は医療に恵まれなかった被保険者が、比較的軽い病気にも診療を受ける傾向があり、また一部医師の無理解な不協力的によって組合経済はたちまち危機に面し、存廃の岐路に立つこともあつて、数次にわたる合理的改革をはかった。

さらに医師及び組合員への理解に努力することが行われた。

太平洋戦争終結後はまた、社会経済の混乱と悪性インフレによって必然的に医療費が大幅に上昇して、再び組合の存亡を問われるまでに至ったが、昭和二十三年六月に国民健康保険法の改正もあり、再建計画をたてて、運営の合理化をはかったので、漸次正常にもどって、同年十一月十一日に札幌市で行われた国民健康保険法実施十周年記念式典に際し、優良組合として道知事から表彰を受けた。

組合の運営については創立当初から組合員の中から組合会議員を一八名公選により選出し、組合会の議決に基づき理事七名（後に八名となった）が運営に当たっていたものである。

その後、法の改正により昭和二十五年四月二十二日条例公布し、公営移管され江部乙町が運営に当たった。

公営移管後の国保事業 国保組合が公営移管されたのは江部乙は昭和二十五年からであり、滝川では昭和二十八年からである。

両町村ともに法に基づいて国民健康保険運営協議会を設置して国保事業の円滑な推進がはかられた。

組合当時、比較的順調な運営を行っていた江部乙に対し、滝川では五百三十余万円の診療報酬の未払額を引き継いだ。このため厚生省からの融資を得られたことと、被保険者に対する給付制限を行い協力のもとに単年度で解消した。したがって昭和二十九年には各種給付制限を解き、初診料、往診料、歯科補綴を除き全部五割給付の本来の給付内容とした。

当時の保険診療では医師と市町村とで協定がない場合は保険適用がなく、はん雑な事務手続きをきらう医院側では協定しない面も各

地でみられたが、滝川町においては協議会の働きもあり全医師会員が一致して担当し、また道内主要病院とも契約が行われたことにより、保険医療の推進をはかることができた。

江部乙町では昭和三十三年度までに町内の国保診療所、吉田医院、福住医院、滝川市内では市立病院、佐藤内科医院、川村医院、久保医院、森医院、神部外科医院、守屋産婦人科医院、その外道内主要大病院と契約していた。

その後、社会情勢の変化に伴い法の改正が何度も行われ、給付内容が向上して被保険者の恩恵は大幅に拡大した。昭和三十四年一月一日からは国民皆保険制度の実施に伴い、全道一円が保険医となり市町村は各医療機関と診療協定を締結する必要がなくなった。

昭和三十六年十月一日からは世帯主が結核及び精神病の受診に限り七割給付となり、昭和三十八年十月一日からは病区分なく七割給付を実施した。さらに組合員家族にも七割給付の実施については江部乙町は昭和四十二年一月一日から、滝川市では翌四十三年一月一日から行われて現在に至っている。

国保事業は相扶共済の精神によるもので、当然受診者が多くなると国保税の上昇を招くことになり、たびたび税率の改正が行われた。

昭和四十六年四月一日、旧滝川市と江部乙町の合併に際し、前年度の実績を検討した結果、保険税額、療養諸費、保険者負担額も同比率であり、均一課税に支障がない状態で新滝川市に引継がれたが両市町ともに繰越額があったので税の改正が行われた。

その後、被保険者の受診回数増加及び医療費用の上昇に伴い、国保税の改正は何度も行われた。昭和二十八年年度の国保税額限度が三万円以下に対し昭和五十四年度は二二万円となっている。また、国保事業発足当初は国保税が国補助金をはるかに上回っていたものが、現在では逆転の状態でご補助金が多く、これに基づき国保税を算出するようになった(注 税率は第六編第二章第三節を参照のこと)。

最近の受診状況をみると昭和四十九年度には一年間に一人当りの入院又は通院五・五回に対し、昭和五十三年度は六回となり、その内容も入院の割合が高くなっている。さらに入院した場合の平均在院日数も昭和四十九年度の一・九・六日に対し、昭和五十三年度は二・二日と長期化の傾向となり、被保険者一人当りの医療費も昭和四十九年度約五万二千元に対し、昭和五十三年度には約十一万円と倍増の現実にある。

国民健康保険運営協議会 国民健康保険の運営を円滑に行うために滝川町では昭和二十八年四月一日運営協議会を設置した。

委員は被保険者を代表する委員三、国民健康保険医または薬剤師を代表する委員三、公益を代表する委員三の九名で、その任期は二年である。また江部乙村では昭和二十五年四月協議会を設置し、被保険者代表二、医師・歯科医師代表一、公益代表二の委員五名によったが、昭和三十四年から医師代表一名の増員により、六名の構成とした。

(国保) (旧滝川市・町)

武田 勝夫(医)	三・四一〇・三三	坪谷 六郎(医)	四・八七〇・三三
本野与農松	三・四一〇・三三	平野 通夫(歯)	四・八七〇・三三
片山 佐八	三・四一〇・三三	大西 正友	四・八七〇・三三
猪口英之助	三・四一〇・三三	岩村吉太郎	四・八七〇・三三
入沢弥之助	三・四一〇・三三	深田 義勝	四・八七〇・三三
久保 茂雄(医)	三・七三三・四五	(旧江部乙町)	
杉村 定計(歯)	三・七三三・七〇	組合理事及び昭和三十年五月以前の運営協議会委員名(任期不詳)	
家村 金治	三・七三三・七〇	鞍田 武夫	白杵 増夫
神崎 毅	三・七三三・三三	吉田 元吉	虎谷宗三郎
堀田 武司	三・四一〇・六〇	吉本 道良	玉置 一平
吉田 儀作	三・四一〇・三三	松ヶ平五作	家納繁次郎
藤井 亀次	三・七三三・四五	平野 庄一	佐藤専之助
南 義夫	三・四一〇・三三	大崎 恒吉	高桑 又一
田村 万七	三・四一〇・六〇	河原 正雄	吉田 恵
大和田 実	三・四一〇・六〇	石川 初吉	中道与一郎
中村 武男	三・七三三・三三	加賀次吉	川島幸太郎
内山 憲一	三・七三三・六〇	一木 善二	吉田 清作
守屋 守(医)	三・七三三・六〇	山本 宗平	近藤 寛
柳 清作(歯)	三・七三三・八三	村上寅之進	前田 春市
合田 正勝	三・七三三・六〇	三谷 吉平	池田利吉郎
中村 正男	三・七三三・六〇	長谷川武次	佐々木徳次郎
大西 常吉(医)	三・七三三・六〇	松ヶ平五作	三・六一〇・三三
小林 安治(医)	三・七三三・六〇	山本伊三郎	三・六一〇・三三
古館 健一	三・七三三・六〇	山本 宗平	三・六一〇・三三
草浦 正己	三・七三三・六〇	鈴木 信吉(歯)	三・六一〇・三三
国兼 昇	三・七三三・六〇	川島幸太郎	三・四一〇・三三
中村 泰二	三・七三三・六〇	石橋 武	三・六一〇・三三
斉藤 里次	三・七三三・八三	今井栄太郎	三・六一〇・三三
神部 弘二(医)	三・七三三・八三	酒井 公夫(医)	三・六一〇・三三
森 秀一郎(医)	三・七三三・三三	鈴木 市郎	三・六一〇・三三
赤坂 忍	三・七三三・八三	福住 フミ(医)	三・六一〇・三三
藤井 亀次	三・七三三・八三	新井 万蔵	三・六一〇・三三
岸 克美	三・八九〇・三三		

区 分 年 度	被 保 險 者		保 險 税 調 定 額 (千 円)	被 保 險 者 一 人 当 り 税 額 (円)	保 險 給 付 費 中 の 療 養 給 付 費 (千 円)	被 保 險 者 一 人 当 り 療 養 給 付 費 (円)	一 般 会 計 か ら の 繰 入 金 (除 減 免 補 て ん 分) (千 円)
	世 帯	人 員					
西	秀男	三・六	一〇・七三	一、〇六	二七、八六	二、〇八一	
中	ユリ(齒)	三・六	一〇・七三	一、〇六	二七、八六	二、〇八一	
鳥	津 玉芳	三・六	一〇・七三	一、〇六	二七、八六	二、〇八一	
浜	谷 謙二(医)	三・六	一〇・七三	一、〇六	二七、八六	二、〇八一	
酒	井 惠(医)	三・六	一〇・七三	一、〇六	二七、八六	二、〇八一	
吉	田 宗善	三・六	一〇・七三	一、〇六	二七、八六	二、〇八一	
虎	谷 惠(医)	三・六	一〇・七三	一、〇六	二七、八六	二、〇八一	
河	原 正雄	三・六	一〇・七三	一、〇六	二七、八六	二、〇八一	
西	野 良吉	三・六	一〇・七三	一、〇六	二七、八六	二、〇八一	
福	山 信一	三・六	一〇・七三	一、〇六	二七、八六	二、〇八一	
吉	岡 重信	三・六	一〇・七三	一、〇六	二七、八六	二、〇八一	
平	手 登	三・六	一〇・七三	一、〇六	二七、八六	二、〇八一	
石	橋 武	三・六	一〇・七三	一、〇六	二七、八六	二、〇八一	
佐	々木道彦(医)	三・六	一〇・七三	一、〇六	二七、八六	二、〇八一	
(新・滝川市)							
藤	井 亀次	三・七	一〇・九二	一、〇九	二七、八六	二、〇八一	
草	沢 薫	三・七	一〇・九二	一、〇九	二七、八六	二、〇八一	
岩	橋 恒男	三・七	一〇・九二	一、〇九	二七、八六	二、〇八一	
坪	谷 六郎(医)	三・七	一〇・九二	一、〇九	二七、八六	二、〇八一	

国民健康保険の状況

区 分 年 度	被 保 險 者		保 險 税 調 定 額 (千 円)	被 保 險 者 一 人 当 り 税 額 (円)	保 險 給 付 費 中 の 療 養 給 付 費 (千 円)	被 保 險 者 一 人 当 り 療 養 給 付 費 (円)	一 般 会 計 か ら の 繰 入 金 (除 減 免 補 て ん 分) (千 円)
	世 帯	人 員					
三	七	二、五〇	一八、四六	一、六六	二七、八六	二、〇八一	
三	八	二、七九	二〇、五九	一、八二	二七、八六	二、〇八一	
三	九	二、八五	二〇、九四	一、八二	二七、八六	二、〇八一	
四	〇	三、〇三	二二、三三	二、〇四	二七、八六	二、〇八一	
四	一	三、二八	二二、九七	二、〇五	二七、八六	二、〇八一	
四	二	三、〇六	二二、四四	二、〇四	二七、八六	二、〇八一	
四	三	三、九七	二六、四八	二、〇五	二七、八六	二、〇八一	
四	四	三、三九	二四、四一	二、〇五	二七、八六	二、〇八一	
四	五	三、四七	二四、八五	二、〇五	二七、八六	二、〇八一	

(旧江部乙町)

新・滝川市

区 分 年 度	被 保 險 者		保 險 税 調 定 額 (千 円)	被 保 險 者 一 人 当 り 税 額 (円)	保 險 給 付 費 中 の 療 養 給 付 費 (千 円)	被 保 險 者 一 人 当 り 療 養 給 付 費 (円)	一 般 会 計 か ら の 繰 入 金 (除 減 免 補 て ん 分) (千 円)
	世 帯	人 員					
二	五	一、三〇	三、〇九	三、〇九	二、〇九	二、〇九	
二	七	一、三〇	三、〇九	三、〇九	二、〇九	二、〇九	
二	九	一、三三	三、二六	三、二六	二、〇九	二、〇九	
三	一	一、三三	三、二六	三、二六	二、〇九	二、〇九	
三	三	一、三三	三、二六	三、二六	二、〇九	二、〇九	
三	五	一、三三	三、二六	三、二六	二、〇九	二、〇九	
三	七	一、三三	三、二六	三、二六	二、〇九	二、〇九	
三	九	一、三三	三、二六	三、二六	二、〇九	二、〇九	
四	一	一、三三	三、二六	三、二六	二、〇九	二、〇九	
四	二	一、三三	三、二六	三、二六	二、〇九	二、〇九	
四	三	一、三三	三、二六	三、二六	二、〇九	二、〇九	
四	四	一、三三	三、二六	三、二六	二、〇九	二、〇九	
四	五	一、三三	三、二六	三、二六	二、〇九	二、〇九	

第七節 保健・環境衛生

乳幼児健康相談 大正十四年五月二十日滝川町婦人会長小野とき
の発案で第一回の乳幼児健康相談が行われた。それ以来毎月二十日

に実施してきたが、昭和二十年の終戦で婦人会が解散して中断した。

昭和二十一年町では乳幼児体力検査を実施し五八三人が参加しているが、二十二年、二十三年は未実施で二十四年に乳児一斉健康診断を行った。しかし低調で来場者は二〇二人にとどまった。

この診断結果は標準以上の甲が一一七名、以下乙が七〇名、発育不良の丙が一五名、クル病二七名であった。終戦後の世相はまったく混とんとして、人々は永い間強いられた耐乏生活で身心ともに疲れ果て、道徳は退廃し、物資不足のおりで母親たちは乳不足をきたし、離乳食にも困窮して発育の悪い赤ちゃんに苦勞していた。

昭和二十五年六月、赤ちゃんの健康は女性の使命であると、昭和二十一年結成の町婦人会は再び町理事者、医師会、保健所、助産婦会にはかつて再会することになり、毎月二十日を例月相談日とした。

この年はちょうど開町六十周年に当たり、健康優良な赤ちゃんのコンクール大会を実施したが、以後毎年コンクールを行ってきた。

昭和四十年代に入り、この赤ちゃんコンクールに疑問が生じた。食糧事情の好転により発育がよくなり、審査時に生育期間の異なる乳児を比較しても判定が困難であり、また将来にわたって健康優良とは限らない乳児に優劣を付けることを避けるようになり、滝川市では昭和四十八年度をもって中止して、本来の乳幼児健康診断・相談を行うようになった。

なお、昭和三十七年度からは三歳児健康診査を保健所が主管して行うようになり、医師、歯科医、保健婦、栄養士の協力により実施

するようになり、以来今日に至っている。

歯牙検診

国民健康保険の疾病統計で歯科疾患が全疾病の一六・三パーセントで最も多く、三歳児検診でう歯（虫歯）率八八・九パーセント、小学生では九五から九八パーセントの高率であるところから、滝川市民の健康保持増進を目的とする保健行政の中で、虫歯予防、早期治療、歯の正しい知識普及のため「虫歯のない健康なからだづくり」を重点目標にとりあげ、歯科医師会、学校の協力により、昭和四十四年から五カ年計画の歯科疾患対策をたてた。

- 1 二・三歳児及び学童の口腔衛生指導とフッ素塗布、早期治療の指導、妊婦の口腔衛生及び早期治療の指導
- 2 地域組織による健康なからだづくり運動
- 3 歯科衛生士の設置促進
- 4 歯科治療施設（移動用）の整備、学校での促進



子どもの歯を守る会発会式

特に二歳児の歯みがき教室、三歳児の検診・フッ素塗布、妊婦及び母親教室を実施して幼児期から歯科衛生に当たらせる指導に入った。三歳児の健康診断にあたって「むし歯のない健康優良児」を選出することになり、昭和四十五年に第一回の選考を行い現在に至っている。また昭和四十九年度以降についても歯科衛生士の推進をはかることになり、市では、歯科衛生士

を一名配置させ、同年六月から毎月二回乳幼児を対象として相談室を開設した。

昭和五十四年九月、歯科医師会では市内新入学児童の歯科検診に当たって九七・五パーセントが虫歯を持っているところから、保母、養護教諭に呼びかけ、幼児、児童の歯を守る運動を起し、同月二十六日「滝川市子どもの歯を守る会」の発起人会を開き、ついに同年十二月十二日同会の結成をみた。

三歳児・むし歯のない健康優良児(第一位のみ)

年度	男	子	女	子	年度	男	子	女	子
四五	佐々木健児	今村 有美	五〇	及川 健二	神原ゆかり				
四六	坂下 康弘	白井 浩美	五一 上期	里 和憲	税所美紀子				
四七	松谷 直之	青柳 智香	五一 下期	本間 強	後藤 真美				
四八	川村 宏之	駒沢 陽子	五二	鈴木 徳明	水谷 律子				
四九			五三	中川 悟	山田 恭子				

成人病・保健指導

日本人の平均寿命は近年に至って世界のトップレベルに達し、昭和五十三年は男七二・九七歳、女七八・三三歳となった。中年から老年にかけて死亡率の高い成人病が減少すれば、平均寿命はさらに一〇年間は延長できるといわれる。

昭和二十年代までの病氣別死亡では呼吸器系、消化器系疾患が上位を占めていたものであるが、医療の進歩発達により昭和三十年代に入ると従来の死因を招いた病氣の治療率が高まり、平均寿命も延びてきた。したがって死因の上位を占める病氣は中枢神経系の血管損傷と悪性新生物、いわゆる脳血管障害とガンや心臓疾患で、特にガンの死亡率が年々高くなった。

滝川市では乳幼児検診、結核検診に続いて昭和三十九年度から成人病検診として胃腸検査を実施し、同四十一年からは婦人科検診を行っている。

昭和四十七年は母子保健法に基き低所得層に対する栄養食品の支給、同四十九年度からは保健活動をより活発化させ、保健婦の家庭訪問指導、衛生教育、健康相談を行うようになり、昭和五十年年度からは循環器(心臓)の検診を実施して、成人病予防を進め市民の健康管理に努めている。

昭和五十三年五月、市の行政機構である保健係を市総合福祉センター内に移して保健センターを設置した。以来保健婦業務の充実がはかられ、成人病、母子健康相談、歯科予防相談、伝染病予防など幅広い保健予防活動に強力な推進がはかられている。

主要疾患別死亡者数

年次・区分	総 数	結 核	悪性新生物	中枢神経系 血管損傷	心 臓 疾 患	肺 炎 氣 管 支	肝 硬 変	新生児疾患	老 衰	自 殺	不慮の事故	高 血 圧	そ の 他
41	二四五一	四七	四五	五二	二二	一四	一一〇		一一	六	二二	一一	三三
42	二六一	四五	四二	六七	二二	一四	一一〇		一一	六	二二	一一	三三
43	二九四	四二	四五	六七	二二	一四	一一〇		一一	六	二二	一一	三三
44	二九四	三七	五二	六七	二二	一四	一一〇		一一	六	二二	一一	三三
45	二四四	三七	三九	六六	二二	一四	一一〇		一一	六	二二	一一	三三
46	二四四	三七	三九	六六	二二	一四	一一〇		一一	六	二二	一一	三三
47	二四四	三七	三九	六六	二二	一四	一一〇		一一	六	二二	一一	三三
48	二七〇	三七	三七	六五	二二	一四	一一〇		一一	六	二二	一一	三三
49	二七〇	三七	三七	六五	二二	一四	一一〇		一一	六	二二	一一	三三
50	二六〇	三七	三七	六五	二二	一四	一一〇		一一	六	二二	一一	三三
51	二六〇	三七	三七	六五	二二	一四	一一〇		一一	六	二二	一一	三三
52	二四八	三七	三七	六五	二二	一四	一一〇		一一	六	二二	一一	三三
53	二七四	三七	三七	六五	二二	一四	一一〇		一一	六	二二	一一	三三

年齢別死亡者数

年次	年齢区分	
	総	数
四二	二八〇	一四
四四	二三八	一〇
四六	二七九	五
四八	二四九	一五
五〇	二八五	一三
五一	二六〇	一三
五二	二四八	五
五三	二七四	四
0 ~ 4	六	五
5 ~ 9	四	一
10 ~ 14	一	一
15 ~ 19	三	一
20 ~ 24	二	三
25 ~ 29	一	三
30 ~ 34	五	三
35 ~ 39	七	二
40 ~ 49	一七	二
50 ~ 59	二五	二
60 ~	二〇	五

△資料・滝川保健所▽

じん芥処理 開拓以来汚物やじん芥は畑の肥料や焼却又は凹地に捨てるなどして、その処理に困るようなことはなかった。

それが市街が発展して人家や商店が立ち並ぶ大正時代になると、今までのようにはいなくなり、互いに迷惑する場合が多くなって汚物は農家の肥料として、じん芥は沼地の埋立用に利用するなどの処理を考えなければならなくなった。

町でも具体的に掃除方法を検討し、実施することになって大正六年七月四日滝川町告示第三四号をもって「滝川町汚物方法順序」を定めた。

第一章 掃除方法

第一条 汚物ハ左ノ区別ニヨリ之ヲ掃除処分ス

一 掃除義務者ノ蒐集シタル汚物並ニ塵芥ノ運搬及焼却

五日毎ニ一回

二 公設便所ノ掃除及酌取

五日毎ニ一回

第一章 保健・衛生

三 公共ノ溝渠ノ汚泥浚渫

毎年春秋二回

四 町ノ義務ニ属スル場所ノ掃除並ニ公共溝渠ノ不潔滞留物ノ掃除

随時

土地ノ状況又ハ天候季節等ニ依リ前項ニ回リ難キ事項アル場合ハ必要ニ応ジ其ノ施行ヲ変更シ又ハ回数ヲ増減スルコトヲ得

第二条 汚物ノ掃除ハ左ノ区域内ニ之ヲ施行ス

北ハ一ノ坂風防林界、南西ハ鉄道線路ヲ越エ仮定県道ニ沿ヒ鉄橋ニ至ル迄

ヲ界トシ 東ハ東通添ヨリ片畑通添ヘ元火防線ヲ越エ鉄道線路迄ヲ界トス

第三条 汚物ノ掃除ニ関シ町ノ義務ニ属スル事項ハ町ニ於テ直接之ヲ施行ス

但シ請負人ヲシテ之ニ従事セシムルコトアルベシ

第四条 汚物ノ掃除ハ主務吏員ヲシテ之ヲ監視セシム

第二章 掃除請負方法（以下略）

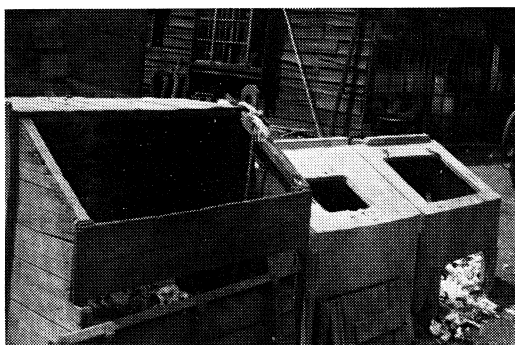
この規程により市街地の清掃に請負制を採用し、東裡地帯の沼地（現緑町）にはじん芥を、汚物は東裡（現新町）空知川沿いに処理投棄場を定めて一応解決していた。昭和に入ってからと同様だった。

滝川町では昭和二十二年に汚物処理条例を設け、ゴミやふん尿の取扱いを定めたが、可燃性のゴミは焼却処分を奨励してドラム缶をあっせんしたり、一斗缶で焼いたものであり、生ゴミ（注、残飯など）は養豚業者が回収に歩いたので、不燃性（注、炭ガラなど）物の廃棄には夏は二台、冬は一台の直営馬車を配置し、手数料を徴収して稼働させた。

市街中心商店街では焼却にも限度があるので、共同などによる木製のゴミ箱が置かれており、蠅や鼠の繁殖源ともなっていた。

その後、木製では鼠の巣となることから直接焼却できる鉄蓋付のコンクリート製ゴミ箱が考案され、沿道に並ぶようになった。

横幅一・〇五メートル、奥行一メートル、高さ一・一メートル位



木製ゴミ箱とコンクリート製ゴミ箱



じん芥処理車

の家の屋根箱型でゴミが満ばいになると火をつけ焼却するが煙や悪臭が広がり、何時までもくすぶって火災の危険性もあった。また鉄蓋が腐蝕して穴があき蠅の発生は木製と同じで、不衛生であったことには変りがなかった。

昭和二十九年に至って国では法律第七十二号をもって清掃法を規定し、じん芥処理は市町村の業務となし、トラック借上げによる処理を行った。滝川町では昭和三十一年五月四日付で滝川町清掃条例を公布して汚物容器の規格、設置場所の制限、大掃除は毎年一回以上、ゴミやし尿の収集手数料を義務づけた。

戦後は連合軍の命令により衛生組合などの各種団体組織の結成を禁止したことにより、衛生組合が戦前から行っていた春秋の大掃除も部分的になり、伝染病の発生も大流行となる事がしばしばであつ

た。昭和三十二年ごろから、地域単位の衛生運動が起こり、しだいに拡大して衛生組合が各地に誕生してきた。

昭和三十六年五月二十日衛生組合長会議が開かれゴミ箱は一〇戸に付き一個を置き、取出口は道路側に向ける、道路清掃、蚊、蠅駆除毎月一日、十五日を清掃日とするなど、前年三十五年のゴミ箱の整理統合の市案に全面協力を打出し、また自主的な環境衛生の推進がはかられた。

市のじん芥手数料は建物一坪あたり一点、一人二点とした割合でA・B・Cの地域区分により等級付けして徴収することになっていたので、昭和三十七年では一級一点未満A地区二八〇円から、一五級三〇一点未満六、〇〇〇円の区分である。営業種別区分によりこれに一・五倍から二・五倍の割増加算があり、従量制も行い二〇リットル(約十キログラム)一五円の取扱いであった。

昭和三十七年度に市はじん芥専用自動車の大型、小型各一台を入れ、ゴミの収集に鈴を鳴らして知らせ、ゴミ箱を国道沿いから撤去して、各戸から収集車に持ち寄る方法とした。同年十月九日からはゴミ箱撤去地区は週三回収集を試みた。

昭和三十八年はロードバッカー収集車を導入、翌三十九年四月からは栄町地区の収集に入り、八月ダンプトラック一台を増車した。

ゴミの収集に当たって各市町村でも苦心していたもので、効率があがらず汚れの仕事となり、良策の検討を重ねていたものである。

昭和四十一年、浜松市と河合楽器が共同開発した新しいじん芥収集方式に着目し、市厚生課長高畑岩雄、同清掃係長村田義一は一部

の衛生組合の協力のもとに試行し、翌四十二年市街地区一万户に対し三〇リットル入紙袋一三元に手数料五円の証紙を添付するパック方式収集に踏み切った。家庭での危険な焼却を禁止し、不衛生なゴミ箱を完全に撤去する本方式は、蠅、鼠の発生を阻止し、ゴミの散乱もなく取扱いが簡便であり、回収に当たって車に積み上げる能率の良さで、収集範囲が広がり好評であった。

北海道で第一番に実行し、全国でも第三番に行ったこの画期的なじん芥収集方法は、たちまち全国の市町村で採用されたものとなった。

当初週一回の収集を行ったがゴミの排出量も翌四十三年度から全市無料収集となったことから、三倍に増量され、五年後の四十七年度は江部乙町地区の収集もあるが、一〇倍の二万五、〇〇〇トンに達した。

昭和四十一年に泉町地区へ公設ゴミ捨場を設置して以来、中島町、東町、北滝の川の私有地に投棄埋立を行ってきたが、次第に増加するため東滝川、北滝の川四丁目、同西六丁目、同西八丁目と捨て場を変更してきた。捨て場の獲得も困難となって最近では各戸に廃物の再生、廃品回収による減量投棄を呼びかけている。また、ゴミの処理施設を設置する必要に迫られ検討する段階に入っている。

一方旧江部乙町のじん芥処理については往時の各戸取扱いは同様であるが、昭和三十年町社会福祉協議会が発足し、部会活動として環境衛生対策を推進することになり、「蚊とハエのいない町づくり運動」が展開された。

この運動は滝川保健所の指導協力を得て年々充実拡大して、年度の「環境衛生コンクール」の実施となって大いにその実をあげ、その一環としてゴミ、し尿処理問題が台とうした。

昭和三十六年より市街地を特別清掃地区として借上車により月二回収集し、西十二丁目石狩川堤内に埋立地を定めて無料搬出した。

昭和三十八年度に町有ダンブカーを購入して能率を高めていたが、昭和四十年八月以降は従量制を採用して五〇リットルあたり七円のチケットを添付させて収集に当たった。

昭和四十一年度は月四回の収集を行い（積雪冬期間は月二回）、昭和四十四年度は月六回、冬期間月一回の実施を行ってきたが、ゴミ捨場の許容量に問題が生じていた。このため広域的な処理施設の促進が関係近隣市町と協議されていたが、昭和四十六年四月一日からは滝川市との合併により、この問題は持ち越し新滝川市の課題となり、じん芥処理取扱いは前記滝川市によることになった。

なお、昭和三十七年から行われた環境衛生コンクール第一位入賞地区は次のとおりであるが、昭和四十年に全国環境衛生コンクールに江部乙町が第一位に入賞して厚生大臣及び毎日新聞社表彰の栄に浴している。

江部乙町環境衛生コンクール入賞地区（第一位）		
年度	市街地区	農家地区
昭和三十七年	中の三、五合併町内会	五の三部落会
同 三十八年	中の一六町内会	一二の三部落会
同 三十九年	中の九町内会	二の七部落会
同 四〇年	四の九町内会	六の一部落会
同 四一年	四の一五町内会	一二の四部落会

第七編 厚生

同 四二年 七の部落会
 同 四三年 四の三町内会
 同 四四年 南一の二(四一・一九)町内会
 同 四五年 七の部落会
 五の部落会
 六の四部落会
 一一の五部落会
 一〇の六部落会

じん芥処理の状況(旧滝川市)
 昭和三一年 八、六四〇トン
 同 三五年 七、八九六トン(車三台二、〇八〇世帯、六、五二七トン、馬車四台四二〇世帯一、三六九トン)

同 三六年 六、五五七トン(自動車四台、馬車三台)
 同 三七年 一三、三二二トン(自動車四台、馬車二台)
 同 三八年 一三、三九〇トン(自動車四台、馬車一台)
 同 三九年 一四、八九三トン(自動車五台、馬車一台)
 同 四〇年 一六、二二七トン(同右、冬期のみ馬車借上)
 同 四一年 二〇、四八九トン(自動車五台)

年度	収集人口		年間処理量 (トン)	一日平均 処理量 (トン)	一人一日 排出量 (キログラム)	収集 車両 台数	従事人員
	世帯数	人口					
三	三、四〇三	四、八八元	一、二二五	七・三	〇・七	五	一四
四	三、七五	四、二七	一、五九	一・六	〇・五	五	一四
五	三、三九	四、七〇	一、二二	一・五	〇・五	五	一四
六	三、四三	四、五八	一、二二	一・五	〇・五	五	一四
七	四、四三	五、三	一、九二	一・五	一・一	五	一四
八	四、六三	五、三	一、九二	一・五	一・一	五	一四
九	四、九四	五、三〇	一、九二	一・五	一・一	五	一四
一〇	五、〇六	五、二六	一、九二	一・五	一・一	五	一四
一一	五、八三	五、二〇	一、九二	一・五	一・一	五	一四
一二	五、八三	五、二〇	一、九二	一・五	一・一	五	一四
一三	五、八三	五、二〇	一、九二	一・五	一・一	五	一四
一四	五、八三	五、二〇	一、九二	一・五	一・一	五	一四
一五	五、八三	五、二〇	一、九二	一・五	一・一	五	一四
一六	五、八三	五、二〇	一、九二	一・五	一・一	五	一四
一七	五、八三	五、二〇	一、九二	一・五	一・一	五	一四
一八	五、八三	五、二〇	一、九二	一・五	一・一	五	一四
一九	五、八三	五、二〇	一、九二	一・五	一・一	五	一四
二〇	五、八三	五、二〇	一、九二	一・五	一・一	五	一四

野犬と不用犬ポスト 愛犬として飼育した犬でも猛犬となったり農作物や人畜に被害を与える。このため昔から放し飼いの犬や野犬は毒えさによる殺害方式と針金による捕獲方式がとられてきた。市と保健所は協力して毎年のように野犬狩りを行っているが一向に減少しない状況で、むしろ増加傾向がみられた。昭和三十九年度は一三二頭、四十年一六六頭、四十一年度については二九五頭を捕獲している。飼主が転勤したり、不在となった場合や逃げ出した犬が野犬化して狂暴となるものであるが、野犬掃とう数は人口密度の高い市町が多い実態である。昭和四十二年十月二十五日、毎年実施している野犬掃とうの抜本策として、野犬となる以前の処置に問題があるのではないかと検討を進めていた市清掃係長村田義一は不要となった犬を容易に処理する「不用犬ポスト」を考案して、市内六カ所に設置した。仔犬が生まれて数多い飼養が困難な場合は縦八〇センチメートル、幅一メートル、奥行五〇センチメートルの木箱の中に捨て、成長した犬を捨てる場合は木箱の外に繋いでおくという、この不用犬ポストは野犬の増加を防ぐ最良の方法となった。不用犬ポストを設置して四カ月間に二〇〇頭もの放棄犬を出し、一カ年経過後には親犬一九七頭、仔犬五五六頭の利用で、従来方式による捕獲二二九頭を含めて九八二頭を処理することができた。野犬追放に画期的な方法として道保健所でも本方式を取入れて全道の市町村に指導したため、たちまち普及して現在ではほとんどの市町村が本方式を採用している。

不用犬ポストの放棄犬と捕獲犬数

年度 区分	不用犬ポスト 利用数	捕獲数	計	年度 区分	不用犬ポスト 利用数	捕獲数	計
45	四八四	三八三	八六七	54	二四七	一三九	三八六
44	五六三	二六二	八二五	53	一一七	一二五	二四二
43	七〇七	一七七	八八四	52	二三八	一九五	四三三
42	二〇〇	二三六	四三六	46	五一九	三〇〇	八一九

△市事務報告等▽

狂犬病予防対策の現状（昭和五十三年度空知管内各市）

区 分	登 録	注		野犬そとう			放棄犬及 び不要犬 分
		総 数	射	延日数	頭数	延人員	
岩見沢市	二、三三二	三、九二一	二、一五二	二、四七	二、四二	七四二	一、〇四七
三笠市	一、三三六	二、三三三	一、三三九	一、〇八	一、〇六	二、七四	二、四四
美唄市	二、三三六	四、三九〇	二、二四	三、〇八	一、四一	二、九	三、三
夕張市	一、四四	二、一三九	二、三三	三、〇	三、〇	三、〇	四、〇
砂川市	一、二六	二、三三六	一、二七	三、〇	三、〇	三、三	四、〇
歌志内市	五五	一、〇三三	五三	三	三	三	三
滝川市	一、二九	二、四四六	一、一八	九六	一、〇七	一、〇	五、七
赤平市	一、三三九	二、四四六	一、三三	九	一、三	一、三	九
芦別市	一、〇六一	一、六五	九七	七四	一、五	二、九	二、七
深川市	一、四三〇	二、五三	一、三九	三	三	三	一、五

△「空知の保健衛生」保健所刊▽

し尿処理 開拓当初から自家処理を行っていたし尿処理も住宅の密集により支障が出て、大正六年に滝川町汚物方法順序が定められて収集が行われるようになった。

昭和二年の滝川町事務報告には大正十五年の汚物運搬費一、五五四円、昭和二年が一、六〇〇円の予算を計上し、馬車二台一ヵ月一、二〇〇円、一二月分一、四四〇円、臨時馬車一台一日四円、四〇日

分一六〇円の内訳となっている。

農家の畑地還元処理をして不要な場合は空知川沿いの投棄場に運搬されていたが、昭和十一年四月林己之助は汚物清掃業を請願してし尿処理を専業とし、馬車三台を使って汲み取りを始め、翌昭和十二年四月一日道庁認可を得て町の監督のもとに林清掃社を創立した。昭和二十二年四トン積トラックを購入し、馬車とともに能率をあげるようになった。同三十二年四月、今までの車を廃して一〇石入（約一・八キロリットル）バキューム車を使用するようになった。

昭和三十一年四月一日藤田勝己が滝川清掃株式会社を設立して、バキューム車一台を入れて営業を開始し、昭和五十年五月二十九日社名変更して空知興産株式会社となった。

両社ともに現在はバキューム車を各五台所有で営業を行っている



野犬掃とうに成果をあげる不用犬ポスト



くみ取り

る。

し尿の管理面では、糞などの発生源となる投棄貯溜槽の廃止を検討していた市では、昭和三十七年度に至りし尿処理場を建設することになった。

昭和三十七年六月十二日中島町に敷地を求め、この整地作業には陸上自衛隊第十一施設大隊があたり、三一名の隊員によりブルドーザー十三台ほか重車両を用いて盛土一万二、〇〇〇立方メートルの整地作業が行われて同年七月二十五日に完了した。

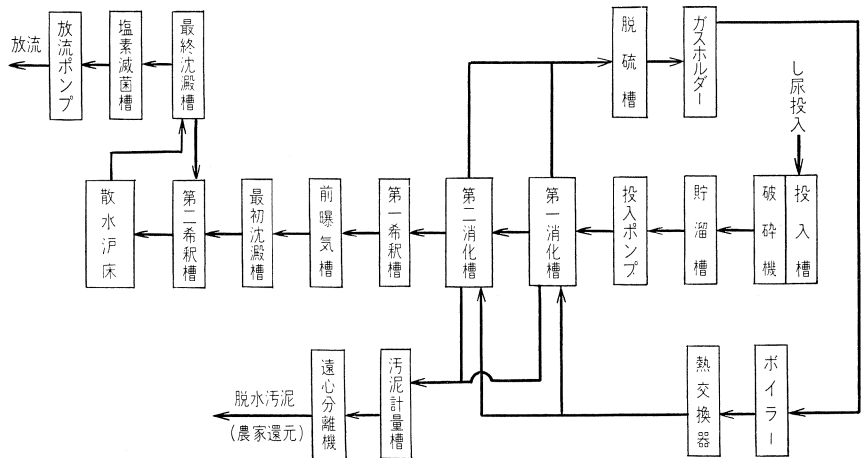
翌八月二日三菱式消化槽方式四万人処理規模のし尿処理場建設に着手し、同年九月十二日起工式が行われた。

二カ年継続事業も順調に進み、昭和三十九年三月末、建設部分を完了し、附帯施設の竣工は同年七月十五日で同月二十三日完工式が行われて本格的な操業に入った。

本施設のし尿処理方法は消化槽方式といわれ、投入されたし尿は第一と第二消化槽で有機物を発酵分解し、さらに水で一五倍に薄め高速散布炉床に入り、残る有機物を取り除き最終沈でん槽で固形物を沈でんさせる。これを薬品混和池で塩素完全滅菌し放流させるもので、投入から放流まで三〇日間を要することから三〇日方式とよばれている。

建設場所 滝川市中島町二三番地
敷地総面積 二八、五四三平方メートル
処理能力 日量四〇キロリットル 四万人処理
施設総事業費 八、三〇〇万円

消化処理工程



衛生センターの完成操業以来、伝染病の発生がほとんど見られなくなったことは、衛生的なし尿の処理施設であるということにとどまらず、市民生活のうえで最良な施設となったのである。

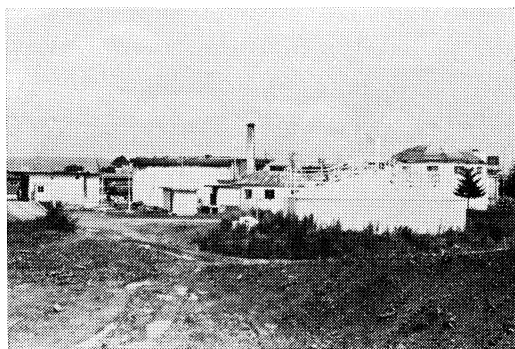
本施設の操業九カ月間の昭和三十九年度処理はくみ取り申込みの一万四、二〇八件、四万七、九八六石（八、六五六キロリットル）であ

つたが、滝川市内申込み之余裕があったところから、操業以来江部乙町及び新十津川町の委託を受け広域施設として活用をはかった。

し尿収集の手数料は当初一八リットル一八円、昭和四十五年八月一日から一リットル一円三〇銭、昭和四十八年十月一日から一リットル一円四五銭、昭和五十年九月一日一リットル二円四〇銭、昭和五十三年七月一日からは一リットル二円七五銭と改訂されて現在に至っており、くみ取り委託業者は当初から前記二者である。

昭和四十二年七月一日計画軒並み収集を実施し、三カ月に一回のくみ取りを行うようになった。

昭和四十四年度に至り人口増加に伴う施設の限界を招き増設することになったが、滝川市、江部乙町、新十津川町及び雨竜町の広域施設として一部事務組合を設立することになり、同年七月一日道知事認可を得て、滝川市ほか三町衛生センター組合を設立し、し尿処理業務は本組合に引継がれた。



衛生センター

なお組合においては従来施設の散水炉床を西独式アーゼンドルフ式曝気槽、その他附帯設備をほどこし一日六〇キロリットル六万人処理規模に改良して現在に至るが、工事費は二、八八三万円を要した。

本組合の経過内容については第五編第五章第三節を参照のこと。

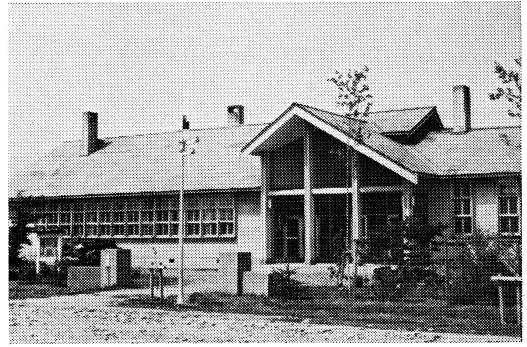
し尿処理の状況

年度	処理対象		年間処理料	処理料		委託業者両台数	従業員
	世帯数	人口		一日平均	委託業者		
四一	計	二七、九七九	二、二六五	二、二六五	二、二六五	二	二
	市内	二、二六五					
四〇	計	二五、四六九	二、二六五	二、二六五	二	二	二
	市内	二、二六五					
四三	計	二一、三〇〇	二、二六五	二、二六五	二	二	二
	市内	二、二六五					
四四	計	二一、三〇〇	二、二六五	二、二六五	二	二	二
	市内	二、二六五					
四五	計	二一、三〇〇	二、二六五	二、二六五	二	二	二
	市内	二、二六五					
四六	計	二一、三〇〇	二、二六五	二、二六五	二	二	二
	市内	二、二六五					
四七	計	二一、三〇〇	二、二六五	二、二六五	二	二	二
	市内	二、二六五					
四八	計	二一、三〇〇	二、二六五	二、二六五	二	二	二
	市内	二、二六五					
四九	計	二一、三〇〇	二、二六五	二、二六五	二	二	二
	市内	二、二六五					
五〇	計	二一、三〇〇	二、二六五	二、二六五	二	二	二
	市内	二、二六五					
五一	計	二一、三〇〇	二、二六五	二、二六五	二	二	二
	市内	二、二六五					
五二	計	二一、三〇〇	二、二六五	二、二六五	二	二	二
	市内	二、二六五					
五三	計	二一、三〇〇	二、二六五	二、二六五	二	二	二
	市内	二、二六五					

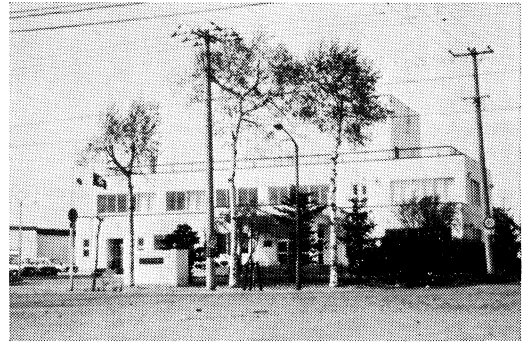
第八節 北海道滝川保健所

昭和十九年、我が国は太平洋戦争下にあり、国民保健の増進、体位の向上が強く時局的に要請された。

このため国内既設の各種健康相談所が統合され、保健所として整



旧滝川保健所（昭和54年8月解体）



滝川保健所

備、機能の強化がはかられた。

滝川保健所の前身は通信省所管の健康相談所であったが、以上の機運の中で建物、施設の一切を引継ぎ次のおり開所した。

開所年月日 昭和十九年十月一日

場 所 滝川町空知通北五丁目二四〇

管轄区域 滝川町、砂川町、歌志内町、赤平町、奈井江村、江部乙村、新

十津川村、浜益村 以上八カ町村 管轄人口一九万人

職員数 所長以下一〇名

昭和二十一年七月、富良野保健所の管轄であった芦別町が当所に移管された。昭和二十二年九月、保健所法の改正により従来の保健指導業務をさらに強化するほか公衆衛生関係の行政事務を処理することとなり、衛生行政の第一線機関とする行政組織が確立された。

昭和二十三年九月、滝川町栄町に庁舎を新築移転した。

昭和二十五年七月上砂川町が分町して当所所管となり、一〇カ町

村になったが昭和二十六年九月砂川保健所が創設されたので砂川、上砂川、歌志内の三町がその所管に移され、同時に奈井江町は美唄保健所に、浜益村は江別保健所に、また昭和二十八年十月には芦別保健所が新設されたので、滝川、赤平、江部乙、新十津川が所管区域となった。

昭和二十九年十月二十八日緑町二二番地に木造平家建五二五平方メートルの庁舎新築工事に着手、翌三十年五月二十日竣工して移転した。

昭和三十年五月、保健所処務規程の改正により三課七係制となった。昭和五十四年七月、庁舎建物が老朽のため現敷地に鉄筋コンクリート造二階建九三三平方メートルの近代的庁舎の新築に着手し、二億二千万円をもって、昭和五十五年三月に完成の予定となっている。

なお、この間一の坂町二丁目、旧一の坂医院を仮庁舎とした。

保健所の運営については最近における産業構造、生活環境、年齢構造の変化、疾病構造の変容などにもなっており、社会的要請も大きく変革し保健所に対する役割と期待は極めて大きくなってきている。

したがって、これらの社会情勢を適確に把握し、科学的要素を十分取り入れた包括的な運営を行い、保健所の近代化をあわせて将来への進展に対応する方向で推進しつつある。

歴代所長

初代	江口 勇	昭和九・一〇・一	二代	中沢 善吉	昭和六・五・一
三代	金光 正次	同 一六・一・三〇	四代	山内 豊茂	同 一六・一〇・三〇
五代	和田文四郎	同 三〇・六・三	六代	川村 繁市	同 三三・八・三
七代	斉藤 雍郎	同 三三・二・六	八代	時任 旭	同 四四・四・三
九代	栗村 幸雄	同 四四・七・五	十代	原 寿太郎	同 五三・八・三〇